

にっぽんいち

日本一の読書のまち三郷推進計画

(平成28年度～平成32年度)



「三郷市キャラクター
かいちゃん&つぶちゃん」

平成 27 年 11 月

三 郷 市

ごあいさつ

近年、インターネットや携帯電話などの情報メディアが急速に発達し、また、多様化により、私たちを取り巻く読書環境は大きく変化してきております。

このような中、活字離れや読書量の減少などに対する読書活動を推進する取組や充実は、今後ますます重要なものになると考えております。

本市では、これまで小中学校において、家庭や地域・公共図書館との連携などにより読書活動を推進してまいりました。

そして、平成25年3月18日三郷市議会の議決を経て「日本一の読書のまち」を宣言し、このたび、乳幼児から高齢者までの様々な読書活動を推進していくために、「日本一の読書のまち三郷推進計画」を策定してまいりました。

本計画では、「読書活動をとおして人と人との絆を結び、誰もが、いつでも読書に親しみ、心豊かに暮らすことができる、文化のかおり高いまち」を将来像とし、「市民総ぐるみの読書活動の推進」「読書活動を通じた「知」の創造の支援」「読書活動を通じたネットワークづくり」を3つの基本方針とし、さらに推進してまいりますので皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、策定にあたりまして、ご審議をいただきました日本一の読書のまち三郷推進計画策定検討委員の皆様や、パブリック・コメントにおいて貴重なご意見をいただきました市民の皆様関係各位に心から感謝申し上げます。

平成27年11月

三郷市長

水津雅晟



目 次

第1章 計画策定にあたって	2
1.1.計画策定の背景	2
1.2.計画の位置付け	3
1.3.計画の対象	3
1.4.計画の期間	4
1.5.計画の策定体制	4
1.6.計画の推進体制	4
第2章 読書活動に関する取組と課題	6
2.1.三郷市の読書活動	6
2.2.小中学校での取組と成果	12
2.3.公共図書館での取組	24
2.4.市民・行政・関係機関等の読書活動での取組	30
第3章 計画の将来像と基本方針	42
3.1.計画の将来像	42
3.2.計画の基本方針	42
3.3.施策の体系（全体像）	43
第4章 重点施策	46
4.1.重点施策一覧	46
4.2.重点施策	47
4.3.実施主体一覧	67
第5章 日本一の読書のまち宣言に基づく施策一覧	70
5.1.施策項目一覧	70
資料編	72
1. 日本一の読書のまち三郷推進計画策定検討会議設置要綱	72
2. 日本一の読書のまち三郷推進計画策定検討会議委員名簿	74
3. 庁内計画策定検討会議等名簿	75
4. 日本一の読書のまち三郷推進計画策定経過	77
5. 子どもの読書活動の推進に関する法律	79
6. 文字・活字文化振興法	82
7. 図書館法	85

第1章 計画策定にあたって



第1章 計画策定にあたって

1.1.計画策定の背景

三郷市は、読書活動をととして人と人との絆を結び、誰もが、いつでも読書に親しみ、心豊かに暮らすことができる、文化のかおり高いまちを創ることを願い、平成25年3月18日三郷市議会の議決を経て「日本一の読書のまち」を宣言しました。

本計画は、その宣言に基づき、さらに家庭・地域・学校・図書館・行政・市民団体などが連携し、市民の読書活動を推進していくために策定するものです。

日本一の読書のまち宣言

読書は、先人の想い、人類の英知を伝えるとともに、みずみずしい感性や旺盛な好奇心を育み、より深く豊かに生きるための力となって、生涯にわたり大きな財産となります。

三郷市は、「日本一の「読書のまち三郷」づくり」をきっかけ、子どもたちに「読書の楽しさ、知る喜び」を伝えるため、家庭・地域・学校・図書館が一体となり、おはなし会やブックトーク、朝読や家読、子どもが感想などを伝えあう読書郵便、市が独自に編集した『言葉の力』、子ども司書の養成、読書フェスティバルなどにより、読書活動を推進してきました。

市制施行40周年の節目では、「全国家読サミット」において、三郷市を全国に向け発信しました。

私たちは、読書活動をととして人と人との絆を結び、誰もが、いつでも読書に親しみ、心豊かに暮らすことができる、文化のかおり高いまちを創ることを願い、

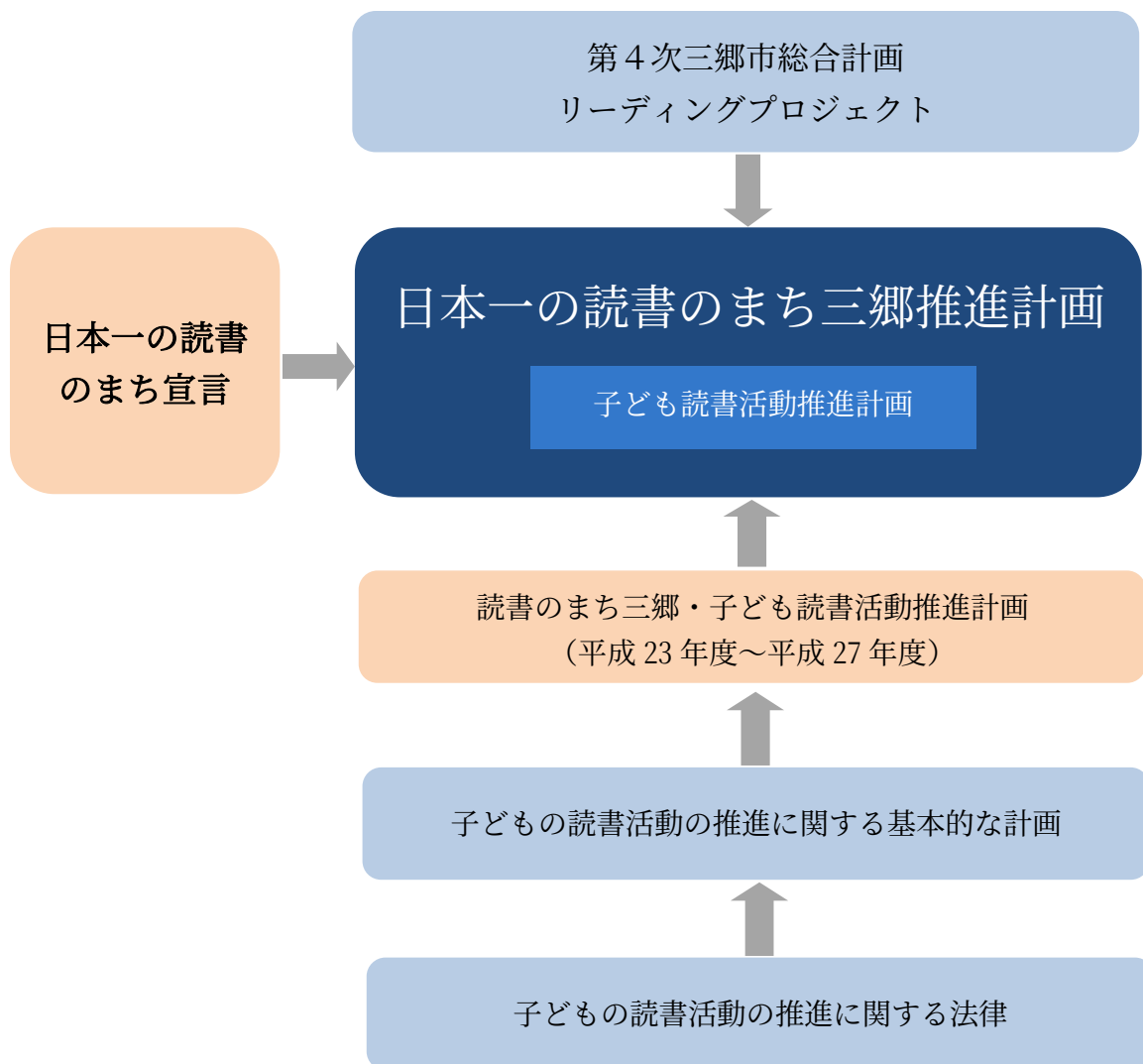
- 1 乳幼児期から読書の世界に触れる機会を大切にします。
- 1 「家読ゆうびんコンクール」をはじめとし、家読をすすめます。
- 1 三郷の歴史・民話など、郷土を深く知る機会を大切にします。
- 1 図書館などを活用し、読書に親しむ機会を大切にします。
- 1 人と本をつなぐネットワークづくりをすすめます。

ここに三郷市は「日本一の読書のまち」を宣言します。

(平成25年3月18日議決)

1.2.計画の位置付け

本計画は、第4次三郷市総合計画リーディングプロジェクト、「日本一の読書のまち宣言」、「子どもの読書活動の推進に関する法律」、「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」、「読書のまち三郷・子ども読書活動推進計画（平成23年度～平成27年度）」を受け、乳幼児から高齢者までのすべての市民を対象とする読書推進方策として位置付けるものです。



1.3.計画の対象

本計画の対象は、すべての市民とします。また、読書活動の推進に関わる家庭、地域、行政、学校、保育施設、幼稚園、子育て支援施設、図書館、地区文化センター等の関係機関、市民団体、ボランティア団体などを対象とします。

1.4.計画の期間

本計画の期間は、平成28年度から平成32年度までの5年間とします。ただし、社会情勢の変化等、必要に応じて計画の見直しを図ります。

1.5.計画の策定体制

(1) 市民参加

本計画の策定にあたっては、市民関係団体・関係機関・関係各課等の代表者で構成される「日本一の読書のまち三郷推進計画策定検討会議」を設置し検討を行いました。

また、教育委員会、社会教育委員会、図書館及び視聴覚ライブラリー協議会において意見を聴きました。

(2) 教育委員会内での検討会議

本計画の策定にあたっては、「関係部課調整会議」「日本一の読書のまち三郷推進計画ワーキング会議」により検討を行いました。

(3) パブリック・コメントの実施

「日本一の読書のまち三郷推進計画」(素案)を公表し、平成27年7月25日から平成27年8月24日にかけてパブリック・コメントを実施し、意見を募集しました。

1.6.計画の推進体制

(1) 庁内推進体制の確立

本計画を推進するにあたり、日本一の読書のまち推進室を中心として庁内関係各課と連携し意識の共有化を図り、各施策が総合的かつ効果的に実現できるよう、庁内の読書活動推進体制を確立し、進捗状況についても把握してまいります。

(2) 関係機関・関係団体との連携

本計画を推進するにあたり、日本一の読書のまち推進室、関係各課、保育施設、幼稚園、学校、図書館、関係機関、市民関係団体等の代表者による「(仮称)日本一の読書のまち三郷推進協議会」を組織し、推進体制を確立します。また、連携・協働し本計画の推進を図り、進捗状況についても把握してまいります。



第2章 読書活動に関する取組と課題



第2章 読書活動¹に関する取組と課題

2.1.三郷市の読書活動

2.1.1.宣言にいたるまでの経緯

教育委員会は、平成18年度に国（国立教育政策研究所）の「生きる力を育む読書活動推進事業」の地域指定を受け、小学校4校と公共図書館が共同で研究を始めました。

その後、三郷の教育「三つの宝」の一つに「読書のまち三郷」を掲げ、全ての小中学校において、読書への関心を高め、読書の楽しさや知る喜びを児童生徒が実感できるよう、学校図書館をはじめ読書環境の整備・充実に努めてきました。

授業には読書の時間を取り入れ、教育委員会が作成した読書のまち推進資料「言葉の力」を児童生徒に配布・活用し、また、読書の楽しさを伝える学校司書²を全ての小中学校に配置し、児童生徒の読書への関心を高めるための取組を行ってきました。さらに、各学校ごとに「家庭読書の日」を設定し、家庭での読書活動の推進にも力を入れてきました。

また、公共図書館では、図書館の環境整備や小中学校との連携による読書活動のほか、4か月児健康診査の際に読み聞かせをして絵本をプレゼントする「ブックスタート」、小学1年生を対象に本をプレゼントする「らんどせるブックよもよも」、高校生以上を対象とした「ビブリオバトル（書評合戦）」や成人を対象とした「大人のためのお話し会」など、乳幼児から大人まで、より多くの市民の方が読書に親しむことができるよう、図書資料の貸出以外にも様々な事業を進めてまいりました。

このように、小中学校を中心とした読書活動を進めていく中で、その活動は、図書館、家庭、地域へと広がり、平成25年3月18日三郷市議会の議決を経て「読書活動をとおして人と人との絆を結び、誰もが、いつでも読書に親しみ、心豊かに暮らすことができる、文化のかおり高いまちを創る」ことを願い、「日本一の読書のまち」を宣言しました。

○平成18年度 小学校4校と公共図書館が「生きる力を育む読書活動推進事業」（国立教育政策研究所）の地域指定を受け、共同で研究を開始
三郷市立前谷小学校「子ども読書活動優秀実践校・図書館」
文部科学大臣表彰受賞

○平成20年度 「読書のまち三郷づくり」を教育重点施策に掲げる
三郷家読（家庭読書）の日³の制定

¹ 読書活動：読書という個人的な体験によって培われる能力を人や社会とのつながりを持つことに広げる活動

² 学校司書：学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、専ら学校図書館の職務に従事する職員。

³ 三郷家読（家庭読書）の日：三郷市教育委員会が平成20年に11月23日を「家庭読書の日」と定め、家族が一緒に本を読むことを推奨している。

- 平成 21 年度 三郷市立早稲田図書館「子ども読書活動優秀実践校・図書館」
文部科学大臣表彰受賞
- 平成 22 年度 第 4 次三郷市総合計画のリーディングプロジェクト（日本一の「読書のま
ち三郷」づくり）として、学校教育の充実が位置付けられる
三郷市立彦郷小学校「子ども読書活動優秀実践校・図書館」
文部科学大臣表彰受賞
- 平成 23 年度 「読書のまち三郷・子ども読書活動推進計画」施行
- 平成 24 年度 市制 40 周年記念事業で子どもたちの読書活動の成果を発表
「第 2 回子ども司書推進全国研究大会」開催
「第 4 回全国家読サミット in 三郷」開催
「日本一の読書のまち」を宣言
- 平成 25 年度 三郷市読書活動応援団長に柳田邦男氏⁴委嘱
三郷市立立花小学校「子ども読書活動優秀実践校・図書館」
文部科学大臣表彰受賞
埼玉県立三郷工業技術高等学校「子ども読書活動優秀実践校・図書館」
文部科学大臣表彰受賞



【読書活動応援団長 委嘱式】

- 平成 26 年度 日本一の読書のまち推進室を教育委員会生涯学習部に設置
「日本一の読書のまち三郷推進計画」策定に着手
三郷市立早稲田中学校「子ども読書活動優秀実践校・図書館」
文部科学大臣表彰受賞

⁴ 柳田邦男氏：1936 年栃木県鹿沼市生まれ。NHK 記者を経てノンフィクション作家に。1972 年『マッハの恐怖』で第 3 回大宅壮一ノンフィクション賞を受賞。95 年『犠牲（サクリファイス）わが息子・脳死の 11 日』とノンフィクション分野の確立の貢献で、第 43 回菊地寛賞を受賞。平成 25 年 9 月、日本一の読書のまち三郷の応援団長となる。

2.1.2.読書活動の発信

(1) 読書フェスティバル

読書フェスティバルは、学校教育の中で培ってきた読書教育や読書活動、公共図書館での取組などの成果発表の場として、平成19年度より開催してきました。平成24年度には、文部科学省、埼玉県、埼玉県教育委員会、日本図書館協会後援のもと、市制40周年記念事業として「全国家読サミット in 三郷」「子ども司書推進全国研究大会」を開催し、全国に向け「読書のまち三郷」を発信しました。児童生徒の輝く姿は、保護者・地域をはじめとする多くの方々に感動を与え、読書の素晴らしさを広めると同時に読書に対する意識を高めてきました。

第1回 (平成19年度) H20.2.6(水) 13:30～ 鷹野文化センター	読書推進校と図書館の読書活動実践報告 国立教育政策研究所『生きる力を育む読書活動推進事業』 テーマ：「自ら本に手を伸ばす子どもを育てる」 ○発表（立花小・前谷小・彦郷小・北郷小・公共図書館） 講演：筑波大学 教授 桑原隆氏「生きる力に培う国語教育」
第2回 (平成20年度) H21.1.23(金) 14:00～ 鷹野文化センター	読書推進校の読書活動実践報告 国立教育政策研究所『生きる力を育む読書活動推進事業』 テーマ：「自ら本に手を伸ばす子どもを育てる」 ○発表（立花小・前谷小・彦郷小・北郷小・公共図書館） 読書ボランティア実践発表（吹上小PTA） 読書感想文優秀作品発表（早稲田小・前谷小）
第3回 (平成21年度) H22.1.20(水) 13:40～ 鷹野文化センター	読書推進校実践発表（吹上小・瑞木小・高州小・栄中） 児童生徒の発表 ○授業における児童の読書活動の成果発表（前谷小学校） 「アニメーション」「ブックトーク」「紙芝居」「詩の群読」 「ポスターセッション」「ストーリーテリング」 「図書委員会の活動発表」 活動発表（公共図書館） 読書ボランティア実践発表（桜小PTA） 読書感想文優秀作品発表（鷹野小・後谷小） 読書推進校紙面発表（立花小・彦郷小・北郷小）
第4回 (平成22年度) H23.1.18(火) 13:30～ 鷹野文化センター	読書標語コンクール表彰式 読書推進校実践発表（丹後小・高州東小・早稲田中） 学校読書活動紹介・児童生徒の発表 ○群読：「すみれ島」（彦成小） ○朗読：「小諸なる古城のほとり」（彦糸中図書委員） 活動発表（公共図書館） 読書ボランティア実践発表（後谷小PTA） 講演：佐川二亮氏「家読で読みニューケーション」

第5回 (平成23年度) H24.1.20(火) 13:30～ 鷹野文化センター	オープニング合唱(高州東小) 読書ゆうびんコンクール表彰式 学校読書活動紹介・児童生徒の発表 ○群読:三郷の民話「かっぱとむらびと」(新和小) ○朗読:「道程」(彦成中) ○「家読への取組」発表(戸ヶ崎小) 活動発表(公共図書館) 読書ボランティア実践発表(鷹野小PTA) 講演:福島県元矢祭町教育長 高信由美子氏 「地域社会で子どもたちと生きるために」
子ども司書推進 全国研究大会 H24.11.30(金) 14:30～ 文化会館小ホール	<基調講演>講師:宮城県女川町教育委員会 元木幸市氏 「被災地で本が繋がぐもの～女川町図書室復興の取組～」 子ども司書1期生成果発表 ○「いのち」をテーマにした三郷おすすめの本の紹介と群読 ○群読:三郷の民話「さくぞうとうなぎ」 子ども司書養成講座取組発表(公共図書館) <シンポジウム>テーマ「本と人をつなぐ子ども司書の役割」
第6回 (平成24年度) 全国^{うちどく}家読 サミット in 三郷 H24.12.1(土) 9:10～ 文化会館大ホール	オープニング合唱(高州東小) ^{うちどく}家読ゆうびんコンクール表彰 学校読書活動紹介・児童生徒の発表 ○群読:「注文の多い料理店」(早稲田小) ○「家読への取組」発表(幸房小・瑞穂中) ○群読:「3びきのこぶた」(ひかり幼稚園) 活動発表(公共図書館) 読書ボランティア実践発表(前間小PTA) 講演:柳田邦男氏「大人の再生、子どもの成長」 ～^{うちどく}家読は家族を変え、地球を変える～
第7回 (平成25年度) H26.2.1(土) 12:20～ 文化会館小ホール	オープニング合唱(立花小) ^{うちどく}家読ゆうびんコンクール表彰式 学校読書活動紹介・児童生徒の発表 ○群読、合唱:「ふるさと」(北中) ○「らんどせるブックよもよも」(彦糸小) ○「家読への取組」発表(南中) ○「書評トーク」(三郷高校・南中・北中) 活動発表(公共図書館) 読書ボランティア「紙芝居」(赤とんぼ) 子ども司書交流会(2期生、千葉県八街市図書館発表) 子ども司書2期生成果発表 ○群読:三郷の民話「きつねの嫁とり」 講演:柳田邦男氏 柳田先生から学ぶ「言葉の力 生きる力」

第8回 (平成26年度) H27.1.31(土) 10:30~ 文化会館小ホール	『柳田先生と語ろう～あなたは何を見て、どう考えているのか～』 講師：柳田邦男氏 オープニング合唱（吹上小） 全国家読ゆうびんコンクール表彰式 学校読書活動紹介・児童生徒の発表 ○群読：テーマ「いのち」（吹上小） ○群読：「折鶴の思い」、図書委員会の取組（栄中） 県外からの読書ビデオレター（新潟県見附市立見附小学校・福島県広野町立広野小学校、インドネシア・スラバヤ日本人学校） 活動発表（学校読書活動推進協議会、公共図書館） 子ども司書3期生成果発表 ○子ども司書活動発表、群読：「ことば」 江戸川区立小松川小学校の読書教育
--	--



【全国家読サミット in 三郷】
群読：「注文の多い料理店」早稲田小学校



【第8回読書フェスティバル】
『柳田先生と語ろう』

(2) 家読ゆうびんコンクール

本市では、本をとおして人と人をつなぐ「読書ゆうびん」を取り入れ、文や絵などの表現力を高めるとともに、読書をとおして仲間との交流を図り読書の世界を深める活動を展開してきました。

その後、家族の大切さを教育の中で学ぶ一つの方法として、読書をとおして家族が交流を図る「家読ゆうびん」にも力を入れてきました。各学校ごとに「家庭読書の日」を設定し、家族で読書を楽しむ時間をつくる呼びかけを行い、家庭への読書の啓発も行ってきました。

平成23年度から「読書ゆうびんコンクール表彰式」を、さらに平成24年度には「全国家読サミット in 三郷」にて「家読ゆうびんコンクール表彰式」を、以降、毎年「家読ゆうびんコンクール表彰式」を開催して市民総ぐるみの活動へと広げてきました。

さらに、平成26年度には全国に向けて発信を始め、読書をとおして大人も子どもも、家族との触れ合いを大事にし、心豊かに生きる取組として、力を入れてきました。

○これまでの優秀作品例



平成23年 最優秀賞 一般の部
家族へ 『貝の子プチキュー』
茨木のりこ／作 福音館書店



平成25年 議長賞 新和小6年
おばあちゃんへ 『ハッピーバースデー』
青木和雄／作 金の星社



平成24年 教育長賞 新和小5年
家族全員へ 『あきかんカンカラカコン』
渋谷愛子／作 学研教育出版



平成26年 柳田邦男賞 鷹野小2年
お父さんへ 『まあちゃんのまほう』
たかどのほうこ／作 福音館書店

※参考：全国家読うびんコンクール応募総数

平成23年度：6,499点 平成24年度：10,613点

平成25年度：10,904点 平成26年度：12,027点

2.2. 小中学校での取組と成果

2.2.1. 読書から高まる「三郷の教育」の成果

教育委員会では、平成26年度より「三郷の教育」に【七つの剣】を掲げました。【七つの剣】は、さらなる高みへの挑戦により、児童生徒の無限の力を引き上げる取組です。

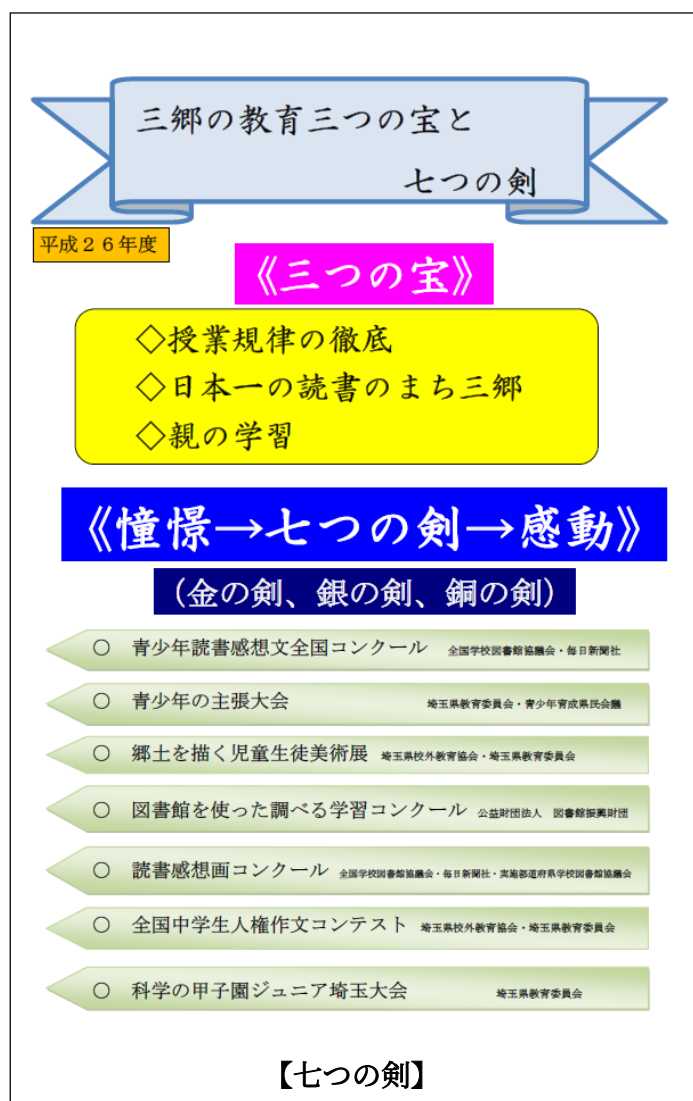
平成26年度には、内閣総理大臣表彰をはじめ、文部科学大臣表彰を受賞するなど児童生徒のめざましい活躍が見られました。

これは、全ての小中学校が一丸となり、三郷の教育【三つの宝】である『授業規律の徹底』、『読書のまち三郷』、『親の学習』を推進した結果です。

そして、学校教育における読書活動は、児童生徒自らが読書に親しみ、読書習慣を身に付け、より良い生き方ができるよう、各小中学校が多種多様で創意工夫あふれる教育実践を行い、児童生徒の輝く姿が「日本一の読書のまち三郷」の推進を支えています。

【七つの剣】

- 青少年読書感想文全国コンクール
- 青少年の主張大会
- 郷土を描く児童生徒美術展
- 図書館を使った調べる学習コンクール
- 読書感想画コンクール
- 全国中学生人権作文コンテスト
- 科学の甲子園ジュニア埼玉大会



(1) 平成26年度の【七つの剣】の成果

平成26年度の【七つの剣】の成果は、下記のとおり輝かしい成果をあげました。これは、各小中学校における熱心な指導とともに、児童生徒が読書で培ってきた言語感覚や思考力、感性、表現力などが大いに磨かれた結果であると考えられます。

○青少年読書感想文全国コンクール

埼玉県優良賞 新和小学校、高州小学校

○未来を担う私たちの主張大会（青少年の主張）埼玉県大会小学校の部



最優秀賞（県知事賞）彦郷小学校



優秀賞（県教育長賞）早稲田小学校

○郷土を描く児童生徒美術展

埼玉県知事賞 新和小学校、前谷小学校、北中学校

○図書館を使った調べる学習コンクール

全国優秀賞・図書館振興財団賞（早稲田中学校）

「ダニだって役に立っている！～自然界に無駄なものはない～」

○読書感想画コンクール

全国中央コンクール奨励賞 前谷小学校 丹後小学校 早稲田小学校

埼玉県最優秀賞 前谷小学校 優秀賞 丹後小学校 早稲田小学校

○科学の甲子園ジュニア埼玉大会

埼玉県大会第1位 全国大会出場 早稲田中学校

(2) 平成26年度の読書から発展した成果

○内閣総理大臣表彰

「緑化推進運動功労者」 鷹野小学校



【埼玉県知事表敬訪問】



立花小学校
鷹野小学校
早稲田中学校
彦成中学校

○**文部科学大臣表彰**

「進路指導・キャリア教育実践優秀校」	彦成中学校
「優れた『地域による学校支援活動』の推進」	高州東小学校
「優れた『早寝早起き朝ごはん』運動」	早稲田小学校

○**埼玉県・教育ふれあい賞**

八木郷小学校

(3) 学力の向上における成果

平成24年度以降、本市のイベントにおいて、児童生徒の読書表現活動（P.15、P.16 参照）が多く紹介されるようになりました。この活動をとおして、多くの児童生徒が、読解力、暗記力、思考力、表現力、集中力などをさらに向上させています。

特に、読書表現活動の中心である群読では、暗唱することで、脳を鍛え、覚えられたことで自信を深め、日本語のリズムを味わう楽しさを体感することができます。

本市の「読書」と「学力」の関係は、平成26年度の全国学力・学習状況調査⁵の平均正答率と質問紙結果に相関関係が見られます。

具体的には、小学校では平日に読書を「全くしない」児童に比べ、「2時間以上する」児童の平均正答率は、全国平均に比べ、国語A（知識・技能）で7.3ポイント高く、国語B（活用）においては、11.4ポイント高い結果が出ています。

また、小学校の算数A（知識・技能）と算数B（活用）、中学校の国語A（知識・技能）と国語B（活用）でも、読書を「全くしない」児童生徒より、読書習慣が身につけている児童生徒の方が、平均正答率が高い傾向にあります。

さらに、学校図書館における貸出冊数は、平成22年度と平成25年度を比べてみると、2倍以上に伸びており、貸出冊数の上昇に伴い学力テストの平均正答率が、少しずつ上昇しています。

これらのことから、読書によって培われた理解力・集中力が基盤となり、児童生徒の学力は着実に向上していると考えられます。

⁵ 全国学力・学習状況調査：文部科学省が全国の小学校第6学年の児童及び中学校第3学年の生徒を対象に、「教科に関する調査」と「質問紙調査」を行います。実施教科は、小学生は国語と算数、中学生は国語と数学で、出題内容は「知識・技能（国語A、算数A、数学A）」と「活用（国語B、算数B、数学B）」の2種類が出題されます。「質問紙調査」は、児童生徒対象に学習意欲、学習方法、学習環境、生活の諸側面等に関する調査を行い、学校対象に指導方法に関する取組や学校における人的・物的な教育条件の整備の状況等に関する調査を行います。

【平成26年度 読書表現活動例】



○春の全国交通安全運動出発式
群読「言葉の力より・いのち」
高州小学校



○市立図書館・郷土資料館開館記念式典
群読「三郷の民話・こくぞうさま」
幸房小学校



○社会を明るくする運動
群読「三郷の民話・かっぱとむらびと」
八木郷小学校



○misato style (みさとスタイル)
群読「はきものをそろえる」
新和小学校



○文学講演会
オペレッタ「ハナミズキの道」
前川中学校



○埼玉葛人権を考えるつどい
群読「わたしは広がる」
新和小学校



○埼玉葛人権を考えるつどい
オペレッタ「希望の木」
彦糸中学校



○商業施設でのステージ発表
群読「三郷の民話・さくぞうとうなぎ」
立花小学校



○読書フェスティバル
群読「折鶴の思い」
栄中学校



○読書フェスティバル
群読「いのち」
吹上小学校

2.2.2 読書活動推進体制

(1) 小中学校における読書活動推進体制の確立

小中学校の読書活動の推進にあたっては、校長会、教頭会、学校読書活動推進協議会等が連携し、全ての小中学校が、「日本一の読書のまち三郷」の学校という高い意識のもと、推進していることが特徴です。校長のリーダーシップのもと組織的かつ、不断的努力によって取り組み、学校・家庭・地域・行政が一体となって、児童生徒の読書活動をさらに深化させています。



(2) 「学校読書活動推進協力校」の指定

全ての小中学校を「学校読書活動推進協力校」に指定し、各小中学校より、学校読書活動推進委員を選出、学校が取り組むべき読書活動について意識の共有を図り、読書活動の充実や児童生徒の読書に対する関心を高め、読書の質を深めるために協議・研究を行っています。

取 組	内 容
学 校 読 書 活 動 推 進 協 議 会	・各校から1名を推進委員に委嘱 ・読書活動推進のための協議と情報共有 ・分科会を設け、テーマ別研究および実践 ・読書フェスティバルで意識の共有化 ・学校図書館を活用した授業研究会を実施 ・読書教育に関する研修の実施
「三郷市立小中学校読書活動推進計画」の作成及び評価	・読書活動推進計画を作成、実践 ・計画に対する自己評価、相互評価の実施 ・教育委員会による学校図書館活用、読書活動推進計画の進捗状況の確認及び指導を実施
司書教諭 ⁶ を中心とした学校読書活動の推進	・校内読書環境の整備 ・学校図書館利用指導計画の作成と管理 ・学校図書館利用割振表の作成 ・学校図書館便りの作成 ・学校図書館資料の選書 ・公共図書館、学校読書ボランティア、家庭、地域との連携 ・校内読書活動や集会行事の計画立案と指導 ・長期休業期間における学校図書館開放計画の作成と読み聞かせ等のイベントの立案 ・学校図書館や図書館資料の使い方指導 ・学校司書^{うちどく}へ業務指示、連絡協議会^{うちどく} ・全国家読ゆうびんコンクール、三郷家読（家庭読書）の日の取組推進 ・図書委員会の児童生徒への指導

⁶ 司書教諭：教員の中で学校図書館の専門的職務を担当し、学校図書館資料の選択・収集・提供や読書指導等を行うなど学校図書館の運営・活用について中心的な役割を担います。教諭の免許状を取得するとともに、所定の機関で講習を受講して司書教諭の資格を取得し、学校内の役割として司書教諭になるよう命じられた者が司書教諭の職務を担当します。

2.2.3 読書環境の整備・充実

小中学校では、校長をはじめとする全教職員、学校司書、学校読書ボランティア、地域の方々が協力し、「子どもたちに読書の楽しさを知らせたい」という共通の願いのもと、児童生徒が読書に親しむ環境づくりに力を入れています。

取 組	内 容
学校図書館の充実	・ 読書センター、学習・情報センターとしての機能の充実 ・ コンピュータ管理システムによる貸出・返却の迅速化 ・ 配架、類網の工夫 ・ テーマ別特設コーナーや新聞コーナーの設置、POP による本の紹介等の工夫 ・ エアコン設置による学校図書館環境の整備
ブックストリート（学校図書館へ誘導）の設置	・ 学校図書館前の廊下に手作りの棚を作成、設置 ・ 「三郷おすすめの本・100冊」や「教員おすすめ本」、「民話」、「時節に合った本」等を配置 ・ 掲示物の作成及び装飾の工夫
図書コーナーの設置	・ いつでもどこでも読書に親しむ環境づくりの工夫 ・ 教室前の廊下や空きスペースに本やベンチを設置 ・ 本に関する情報が常に目に入るよう「昇降口」を活用 ・ 各教室前にラックを設置し、授業での本の活用を支援
選書の工夫	・ 司書教諭を中心に、選書の工夫
学校読書ボランティア・地域ボランティアの協力	・ 季節感のある掲示物の作成及び書架整理、補修等の充実



【特設コーナーの設置】

2.2.4 学校の教育活動における工夫

小中学校では、読書活動を推進するために、意図的・計画的に教育課程を工夫しています。学齢期における読書の大切さを教員が理解し、児童生徒が「読書の楽しさ」に触れることができるように教育活動を行っています。

取 組	内 容
読書時間の確保	・教育課程に、読書時間を設定（朝読書、昼読書等） ・学校読書ボランティアによる読み聞かせ等の実施
読書月間の設定	・年間行事計画の中に、意図的に読書月間を設定
学校図書館の活用	・年度当初の学校図書館オリエンテーションを教育課程へ位置付け、利用の仕方についての学習を実施
読書指導と授業の充実	・各教科における学校図書館資料を利用した授業の充実 ・探究型の学習の充実 ・国語科において、読書推進の授業を展開
ブックトーク	・公共図書館との連携により、小学3年生にブックトークを実施
群読集会の実施	・教育課程の中に位置付け、全校での群読集会等を実施
ビブリオトーク	・校内での実施、及び近隣の学校と本をとおして交流する機会を設定
特別活動との関連	・異学年集団で、本をとおした交流を実施
読書記録の指導	・自分の読書の足跡を残す指導の実施 ・保護者とともに行う家読^{うちどく}の記録を残す
学校司書の活用	・授業に必要な資料の準備や支援について活用
その他	・辞典早引き大会の実施 ・読書への関心を高めるための「作家との出会い・交流」や「授業における講師^{へい}招聘」の実施 ・生徒と保護者または地域の方とともに行う「読書会」により本をとおして交流を深める取組の実施



【生徒と保護者の読書会】



【他校の児童とビブリオトークによる交流】

2.2.5 読書の量と質の向上に向けた取組

児童生徒の読書量の増加と質の向上を図るため、心に残る本に出逢い、読書の楽しさを知ることができるように、小中学校それぞれが様々な工夫を行っています。

取 組	内 容
数値目標の設定	・ 成長段階に応じた読書量の数値目標の設定と評価基準の明確化
教育長表彰	・ 教育長による読書活動の優秀実践児童生徒の表彰
ブックバッグ	・ いつでも読書ができるように本を身近に保管できるブックバッグを活用
三郷おすすめの 本・100冊	・ 「三郷おすすめの本・100冊」ブックリストを全小中学生に配布 ・ 「三郷おすすめの本・100冊」を読破した児童生徒に対して、教育長表彰の実施 【参考】受賞者数 平成25年度 1,200人、平成26年度 2,000人 ・ 学校独自の「おすすめ本」読破者に校長賞を設定
掲示物の工夫	・ 読書意欲喚起のための「読書の樹」等の作成、掲示、活用
蔵書増加努力	・ 蔵書数の増加のための工夫 (例) PTA との連携、公共図書館のリサイクル本の活用、寄贈本提供依頼、アルミ缶回収等による図書購入
その他	・ 読書ビンゴ、読書クイズ、読書標語、読書俳句への取組 ・ 昼の放送で、本の紹介 ・ スタンプラリーの実施 ・ 図書委員による読書活動 ・ 開館時間の工夫 ・ 公共図書館との連携 (中学生朝読セット、学級文庫おたのしみセット等)



【掲示・展示の工夫】

2.2.6 読書活動推進行事への取組

本市の読書に関わる様々な行事に参加することで、児童生徒の日頃の読書活動で培った成果を披露し、「日本一の読書のまち三郷」を推進しています。

取 組	内 容
文学講演会	・三郷市読書活動応援団長、柳田邦男氏の文学講演会の際、小中学生による読書表現活動の発表
読書フェスティバル	・児童生徒等の読書表現活動の成果発表
^{うちどく} 全国家読ゆうびん コンクール	・平成23年度より、 ^{うちどく} 家読ゆうびんコンクールへ参加
読書表現活動発表	・三郷市主催のイベントで、日頃の読書活動の成果発表（P15、P16 参照）
^{うちどく} 三郷家読（家庭読書） の日	・「読書標語」「 ^{うちどく} 家読我が家の取組」「 ^{うちどく} 家読おすすめ標語」等へ取組 【参考】読書標語 平成26年度 1,325点

2.2.7 読書意欲向上及び情報発信等に向けた取組

小中学校では、家庭や地域と共に児童生徒の読書意欲を高め、読書をとおして絆を深めるために、様々な取組や連携、情報発信を行っています。

取 組	内 容
学校独自の「家庭読書の日」設定	・小中学校ごとに、「家庭読書の日」を設定 ・土日、長期休業中など、設定日を工夫
^{うちどく} 「家読コーナー」の設置	・各学校で ^{うちどく} 「家読コーナー」を設置し、作品を掲示 ・ ^{うちどく} 「家読おすすめの本」や「言葉の力」等の推奨
学校図書館だよりの活用	・ ^{うちどく} 「家読ゆうびん」への取組や児童生徒、保護者の声を掲載し、読書啓発のための各種「お便り」等を発行
その他	・「読書のまち三郷」の看板、読書標語や読書俳句等を校舎屋上や外壁等に掲示し、地域に発信 ・各小中学校のホームページに読書活動を掲載し、情報を発信

2.2.8 特徴的な取組

「日本一の読書のまち三郷」の推進のために、読書活動支援員⁷の活用や子ども司書の養成など様々な取組により読書活動を広げています。

取 組	内 容
読書活動支援員の活用	・小中学校の学校図書館運営への助言、児童や教員への読書指導や探究型の学習への指導・助言 ・児童生徒の探究型の学習の授業サポート ・教員、PTA 対象の研修における講師 ・外部講師や作家と学校とのコーディネート ・小中学校の読書表現活動の指導・助言 ・子ども司書養成講座における講師 ・学校読書ボランティアのサポート ・「日本一の読書のまちだより」の発行
子ども司書養成講座	・平成 24 年度から子ども読書活動のリーダー育成のため子ども司書養成講座を開催 ・公共図書館、学校、教育委員会における講座 ・三郷市情報発信スペース「ららほっと みさと」で、読み聞かせを実施 ・子ども司書養成のための市民ボランティアによる支援 ※平成 24 年度 13 名、25 年度 19 名、26 年度 35 名認定
子ども司書の活動支援	・市・教育委員会主催の読書関連事業や学校行事での活動支援
「言葉の力」の活用	・読書のまち三郷推進資料として、全小学 1 年生、3 年生、5 年生、全中学 1 年生に配布 ・授業、朝読書、音読の宿題等での活用について学校ごとに工夫するとともに、「活用事例集」を作成、発行 ・三郷の民話を掲載し、郷土愛育成にも活用
学校司書配置	・読書環境充実のため、全ての小中学校に週 2 日配置



【読書活動支援員：研修指導】



【三郷の民話：鷹野一丁目公園の壁画に】

⁷ 読書活動支援員：子どもの読書に関して専門知識を有した司書または司書教諭資格者で、学校と公立図書館の連絡調整等を行い、学校における読書活動を推進する職員。三郷市は平成 22 年度から教育委員会に配置した。

2.2.9 小中学校における読書活動推進における課題

(1) 読書の量と質の向上

児童生徒の読書量は確実に増えていますが、成長段階において差が見られます。特に中学生は部活動、学習などに時間を費やすという実情から、「読書時間」の確保が難しくなっています。

その中で、児童生徒の「読書量」及び「読書の質」を、どのように高めていくかが課題となっています。

(2) 読書環境の整備・充実

児童生徒の学校図書館の利用をさらに増やしていくために、学校司書や学校読書ボランティア等、人的な読書環境の向上も含めて、さらなる整備・充実を図っていく必要があります。

(3) 学校図書館のさらなる活用

全ての小中学校において、学校図書館は読書センターとしての活用が十分に図られていますが、今後は、「学習センター・情報センター」としての機能の充実を図り、さらに活用していくことが重要です。



2.3.公共図書館での取組

2.3.1.公共図書館の整備とネットワークの構築

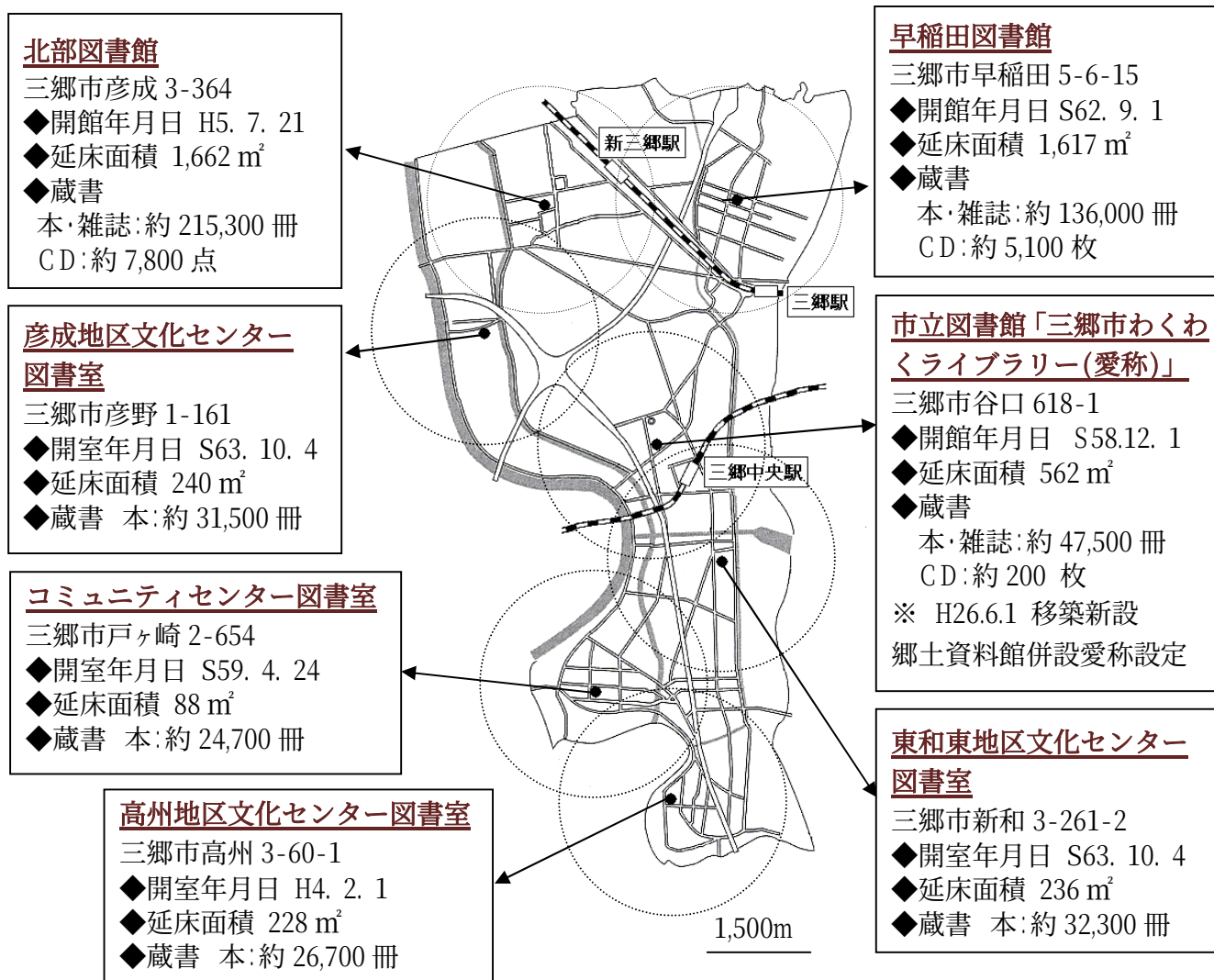
本市では、昭和58年に三郷市立図書館が開館したのを皮切りに、平成5年までに3つの図書館と4つの図書室を開館・開室し、市内どの地域からも約1.5キロメートル圏内にあるよう整備してきました。

また、これら7施設を連絡車が回り、どの施設でも予約資料の受取や返却が可能となる、オンラインによる図書館ネットワークを構築しました。

平成16年3月には、図書館のホームページを開設し、インターネット利用による蔵書検索、予約受付等が可能となり、平成25年4月からは、全図書館・図書室の開館時間を平日は19時まで延長、平成26年4月には、貸出冊数の上限を20冊に増やすなど、より利便性の向上に努めてきました。

平成26年6月、三郷市立図書館を移転新築し、郷土資料館との複合施設「三郷市わくわくライブラリー（愛称）」としてリニューアルオープンし、三郷中央駅付近のまちづくりによる周辺住民の増加もあり三郷市立図書館は、利用者数が大幅に伸びています。

さらに、平成27年6月からは、F e l i C aを利用した貸出サービスを開始し、またICタグによる自動貸出機の導入をすすめているところです。



2.3.2.図書館・図書室の利用状況

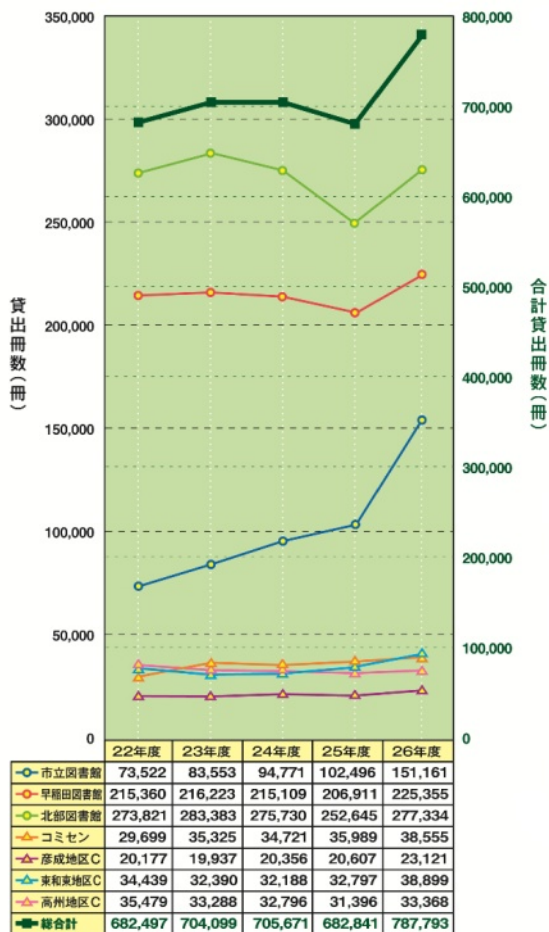
本市の図書館は、図書館法に基づき、図書・記録その他必要な資料を収集・整理・保存し、市民の教養・調査研究・レクリエーション等に資するために提供を行うとともに、資料が市民生活の充実に役立つための利用の促進に取り組んでいます。

平成27年4月1日現在の図書館の利用登録者は44,142人と、市内人口の約32%となっており、また、図書館施設全ての所蔵資料数は約514,000冊で、そのうち児童書（主に中学生以下を対象とした図書）は約149,000冊で約28.9%となっています。

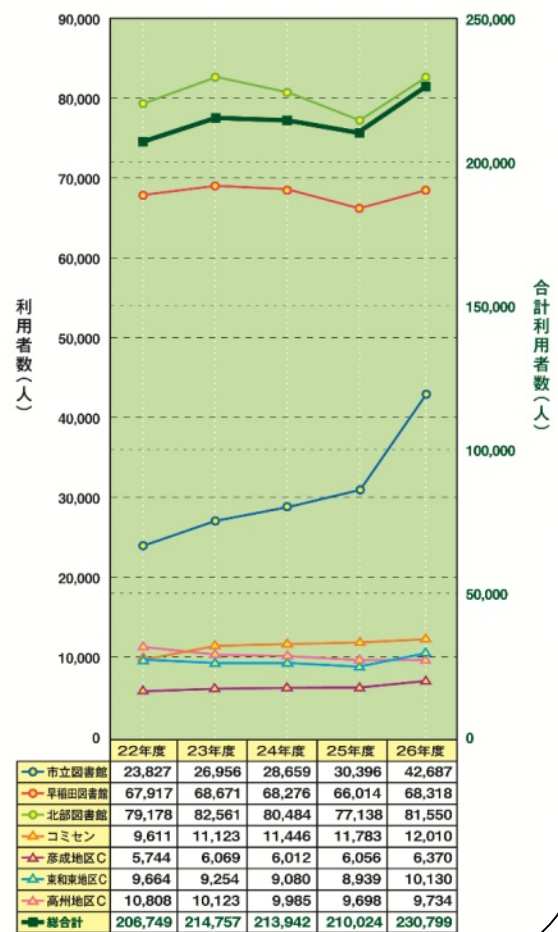
平成26年度の貸出冊数は787,793冊、利用者数は230,799人となり、ここ数年に比べると増加しています。読書のまち三郷・子ども読書活動推進計画（平成23年度から27年度）では、公共図書館における児童書の貸出冊数の目標を平成27年度末に240,000冊としています。なお、平成26年度の児童書の貸出冊数は298,334冊となっています。

図書館は、図書館資料を館内で閲覧することもできます。図書館の利用を図る指数として図書館入館者数も参考になります。平成26年度早稲田図書館では110,759人、市立図書館では平成26年6月のリニューアル開館もあり、94,813人となり、図書資料の貸出だけでなく様々な形で図書館が活用されていることがわかります。

貸出冊数推移



利用者数推移



『三郷市の図書館』より統計を抜粋

2.3.3.図書館での読書活動支援事業

図書館では、すべての市民に向けて、図書館をととして本と出会い、読書に親しむことで豊かな人生を送れるよう、さまざまな取組を行っています。

特に、幼少期から本に親しみ読書習慣の定着を図るためのサービスに取り組むことが重要と考えています。

平成6年度から全小学校を対象に実施しているブックトーク事業やおはなし会・ブックスタートなどの児童サービスに関する活動が高く評価され、平成21年度には「子どもの読書活動優秀実践図書館」として、早稲田図書館が文部科学大臣表彰を受けました。

子ども司書養成講座においては、事業の企画に関わり講座の一部を担当しています。講座終了後の児童が公共図書館等の行事にボランティアとして活動することで、地域の読書活動が促進されるきっかけとなっています。

また、近年では「大人のためのお話し会」、「ビブリオバトル」など、成人を対象とした新たな事業も開催しています。



【ブックスタート】



【ぬいぐるみお泊り会】



【リサイクル本提供】



【ブックトーク】

図書館の主な取組

取 組	事業名	内 容
親子対象 事業	ブックスタート	赤ちゃんと保護者に絵本を読むことの楽しさを知ってもらうため、4か月児健康診査の際に読み聞かせと絵本のプレゼントを実施
	親子おはなし会	乳幼児と保護者を対象に、絵本の読み聞かせやわらべうた、手遊びなどを実施
	読書感想文講座	夏休み前に、親子で読書感想文の書き方を学ぶ講座を開催
幼児・ 小学生 対象事業	かがくあそび	科学に関する実験遊びと本の紹介
	おはなし会	絵本や紙芝居等の読み聞かせ
	ぬいぐるみお泊り会	ぬいぐるみと一緒に話し会に参加し、ぬいぐるみは図書館に一晩泊まる
	スペシャル行事	夏休みや冬休み等の長期休みの時期に行う特別事業
	星空観望会	天体望遠鏡を使用した星の観望会
	プラネタリウム	プラネタリウムの上映
	たからじまだより発行	おすすめ本や新着図書案内、行事のお知らせなど、図書館の情報を掲載した子ども対象のおたより発行
学校関連 対象事業	らんどせるブック よもよも	小学1年生に、本のプレゼント、図書館資料利用券の発行、図書館利用案内を実施
	ブックトーク ⁸	小学3年生を対象に、一つのテーマにそって、数冊のさまざまなジャンルの本を順序立てて紹介
	子ども司書養成講座	小学生を対象にした司書の仕事の学習
	学級文庫おたのしみセット貸出	小学校の全学級に学級文庫用として団体貸出
	中学生朝読セット貸出	中学校の全学級に学級文庫用として団体貸出
	図書館見学	小学生への図書館案内、ミニおはなし会等の実施
	中学生社会体験チャレンジ事業	中学生を対象にした図書館の仕事の体験学習
	小中学校資料集め協力及び団体貸出	小中学校において読書指導・調べ学習 ⁹ などで多くの資料が必要な場合に、学校の依頼に応じて資料を集め、学校団体貸出 ¹⁰ を実施
	リサイクル本提供	図書館への寄贈本や除籍した児童書を学校等へ提供

⁸ ブックトーク：ひとつのテーマに沿って、数冊の本を紹介する手法。素話、抜き読み、パネルシアター等多角的な方法で紹介する。

⁹ 調べ学習：自分の知りたいこと、興味を持っていることについて、図書資料や実地見学、実験、観察などさまざまな方法で調べ、まとめて表現する学習。

¹⁰ 学校団体貸出：資料集め協力として教員等の依頼に応じ、読書指導、調べ学習などに使用する資料を集め、クラス（教科）ごとに1団体100冊まで1ヶ月間貸出を行うサービス。

取 組	事業名	内 容
成人対象 事業	文学講座・講演会	作家や本に関わる著名人を招いての講座や講演会の実施
	映画会	名作映画の上映
	星空観望会	天体望遠鏡を使用した星の観望会
	ビブリオバトル	知的書評合戦
	大人のためのお話し会	大人を対象に絵本の読み聞かせなどを実施
	ふく福☆福袋貸出 セット	年齢対象別におすすめの本を用意し、題名が見えない状態で貸出
	やみなべとしょかん	見えない状態の資料を短い紹介文から利用者が選んで貸出
	読書支援グループ研修会	市内の読書支援グループの研修会
	図書館だより発行	おすすめ本や新着図書案内、行事のお知らせなど、図書館の情報を掲載した大人対象のおたより発行
	リサイクル本の提供	図書館への寄贈本や不要になった本・雑誌を市民へ提供
	障がい者・高齢者 サービス	図書館や本の利用に困難のあるかたへの読書支援サービス



【ビブリオバトル】



【ふく福☆福袋貸出セット】

2.3.4.公共図書館の課題

(1) 読書環境の整備

読書に親しむための身近な施設として、誰もが利用しやすい施設にするため、レイアウトの変更や閲覧スペースの拡大など図書館機能の充実や市民ニーズ等を踏まえた改善に努めることが必要となります。

また、読書支援の拠点として、図書施設から離れている地域についてのサービスポイントを増やしたり、高齢者や障がいのある方など図書館に来館することが困難な方への支援などについて検討する必要があります。

(2) 図書室の充実

「日本一の読書のまち」を推進していくためには、より身近にある地区文化センターやコミュニティセンター内の4図書室が、図書館と連携し身近な読書の拠点として充実し、利用しやすい図書室になることが求められます。指定管理者と協議・連携を図り、「日本一の読書のまち」に向けた共通認識を持った取組と図書館ネットワークの充実が必要となります。

(3) 市民との協働による読書活動の推進

生涯を通じて読書に親しむためには、乳幼児から高齢者まですべての市民に向けたはたらきかけが必要です。市民が自ら積極的に読書を楽しむとともに、読書活動をととして市民同士の交流や協働が広がっていくきっかけづくりとなるイベントや事業の実施について検討する必要があります。

読書ボランティアとして活動している市民は、社会参加・社会活動することが生きがいとなり、各々の生涯学習にもつながっていきます。今後さらに協働のパートナーとして活動の幅を広げるため、その支援と活動の場の情報提供などを進めていく必要があります。

(4) 図書館サービスや図書館機能の情報発信

平成27年4月1日現在、図書館の登録者数は44,142人であり、三郷市人口の約32%となっています。「日本一の読書のまち」を推進するうえでは、さらに登録者と利用者の拡大を図る必要があります。

従来の図書資料の貸出サービスだけではなく、図書館が地域の情報提供や身近な課題の解決のための機能を持ち、生活に役立つ施設であることなどを積極的に発信し、新たなニーズの掘り起こしにつなげる必要があります。

公共図書館における様々なサービスや図書資料の活用促進を図るため、あらゆる機会をとらえ広く市民に周知する情報発信の方法について検討していくことが必要となります。

2.4. 市民・行政・関係機関等の読書活動での取組

2.4.1. 市民・行政・関係機関等の読書活動での取組

市民・行政・関係機関等において、読み聞かせ等の読書関連行事や絵本の提供等さまざまな取組が積極的に行われています。

(1) 読書活動ボランティア

○おはなし会等開催

小学校の朝自習、授業、昼休みにおはなし会を実施しています。その他、各施設からの依頼により、保育施設、児童クラブ、おもしろ遊学館などでも、おはなし会や工作を実施しています。

○勉強会や講演会の実施

絵本、ストーリーテリング（語り）、わらべうた、むかし遊びの勉強会や講演会を実施しています。

○定例会の開催

定例会を行い、学校のおはなし会の選書や情報交換などを行っています。

(2) 健康推進課

○4か月児健康診査でのブックスタート事業との連携

絵本の読み聞かせを通じて親子のコミュニケーションを育み、本への関心を持ってもらうきっかけづくりを目的に、4か月児健康診査に訪れた親子に、図書館司書とボランティアが絵本の読み聞かせを行い、絵本を一冊プレゼントしています。

(3) 市民活動支援課

○ピアラシティ交流センター

①読み聞かせの実施

幼児期から絵本に親しんでもらうために、こどもあそび室において、第二・第四月曜日の月2回「読み聞かせ」を実施しています。

②図書資料の提供

こどもあそび室には幼児向け絵本を、自由図書室及びフリースペースには図書を配置し来館者に対して読書に親しむ機会を提供しています。

(4) 子ども支援課（児童館・児童センター）

○児童館図書室における読書に関する情報提供・図書貸出

児童館の図書室にて図書の貸出を行っています。また、読書に関する掲示や新規入荷した本がわかる並べ方をするなど様々な工夫をし、来館者に情報提供をしています。

○読書関連事業を実施

「紙芝居シアター」として、幼児親子を対象とした、ボランティアによる紙芝居やお話し会を年間約20回開催しています。

「絵本のひろば」として、幼児親子を対象とした、ボランティアによるパネルシアターを年間約12回開催しています。

(5) 子ども支援課（子育て支援センター：にこにこ・八木郷）

○読み聞かせの実施

ふれあい広場の終了前に絵本の読みきかせをしています。

○「絵本タイム」の開催

図書館から借りた本を利用し、“絵本タイム”と称して親子で絵本を選んでもらい、それぞれに楽しんでもらっています。

○保護者向けの本の展示

保護者向けの本を展示しています。

(6) すこやか課（保育施設）

○読み聞かせの実施

毎日の保育の中で絵本の読み聞かせや紙芝居を行う他、定期的にボランティアによる読み聞かせも行っています。

○絵本コーナーの設置及び貸出

保護者にも絵本をとおした親子ふれあいの機会を持ってもらうため、玄関に子ども向け、おとな向けの貸し出し用の絵本コーナーを設置し、絵本の紹介や、親子で自由に絵本を見てもらうなど、保護者の交流の場を提供しています。

○公共図書館の利用

就学後の図書館利用を見据えて公共図書館の利用も行っています。

○年齢に合わせた月刊誌の活用

いろいろな分野の絵本に触れられるよう各クラス、年齢に合わせた月刊誌を購入し、保育に組み込んでいます。

○保護者への啓発

家庭での読み聞かせが親子のコミュニケーションに役立つと考え、保育中に読んだ本を保護者に情報提供し、家庭での絵本選びの参考にしてもらっています。また、保護者が集まる懇談会や行事の時に、心の成長における読書の大切さについて話をしています。

(7) 長寿いきがい課

○高齢者団体行事における民話の語り

高齢者団体の行事の一つとして、各地方に伝わるお話を郷土の言葉を交えた語りで行っています。併せて図書館のPRと民話の本の紹介も行っています。

○図書関連教室の開催

図書資料を教材として利用する教室を開催し、読書に触れる機会を提供しています。文章を書く教室では、本の朗読をして感想を述べあったり、写経（書道）の教室では様々な字体を参照するために写真集等を活用したりしています。

(8) 児童クラブ

○学校図書館の利用、読み聞かせ・イベント等への参加

夏休み期間中に学校図書館を利用するほか、学校図書館の読み聞かせ会やイベント（図書イベント、工作、映画会、パネルシアター等）などに参加しています。

○学校読書ボランティアの活用

学校読書ボランティアによる本の読み聞かせや紙芝居を実施しています。

○読書の時間の設定

保育の中に読書の時間を設けています。また、公共図書館の利用も行っています。

○リサイクル図書の活用

平成25年度は320冊、平成26年度は263冊を公共図書館から譲り受け活用しています。（19クラブ合計）

(9) 青少年課

○読み聞かせの実施

三郷市青少年育成市民会議と協働で行っている「親の学習」講座¹¹で本の読み聞かせを行っています。

○読書に関するプログラムの実施

「親の学習」講座において学校やPTAからの依頼により、読書に関するプログラムを取り入れております。また、PTAの家庭教育講座等でも読書の講座を行っています。

○お奨めの本の情報提供

「親の学習」講座のパンフレットに読書活動支援員のアドバイスに基づく「お奨めの本」の一覧を掲載しています。

○団体貸出¹²の利用

カミングリーダー養成プロジェクト事業¹³では団体貸出を利用し、研修テーマに合わせた本を借りて地域研究を行っています。また、「あつまれ！みさとの子」事業においても、団体貸出を利用して郷土資料館の展示史料を調べ、郷土を知る学習を行っています。

¹¹ 「親の学習」講座：子育て中の親等を対象とした「親が親として育ち、力をつけるための学習」および子ども達を対象とした「親になるための学習」講座。

¹² 団体貸出：公共図書館が市内の団体（サークル、地域文庫など）に図書や雑誌あわせて100冊まで1ヶ月間貸出を行うサービス。

¹³ カミングリーダー養成プロジェクト：地域や学校で積極的に活動している青少年（中学1年生～20歳）を対象に、体験研修・リーダー養成を通じて、自ら課題を発見し、自ら判断し、自ら行動できる「生きる力」を育成する事業。

(10) おもしろ遊学館¹⁴

○読書に触れる講座の開催

「三郷学ドリーム教室」では、小学生を対象に、絵本や民話に触れて夢を広げることをねらいとした講座を開催しています。作家や教員、読み聞かせグループ、中学生等に講師を依頼しています。本市の読書活動応援団長である柳田邦男氏の本をテーマにした講座を開催しています。平成26年度は19回実施し413名の参加となっています。

(11) 公益財団法人 三郷市文化振興公社（地区文化センター・コミュニティセンター）

○各地区文化センターにおける「絵本の読み聞かせ」「人形劇」などの開催

①東和東地区文化センターでは、つどいの広場開催時に親子を対象としたお話し広場「絵本読み聞かせ」事業を年間を通じて週3回実施しています。また、年1回「親子で楽しむ人形劇」を開催しています。

②コミュニティセンターでは、平成26年度に観劇会「カニ子ちゃんとサルどん」、「親子で学ぶ！目からウロコ読書感想文の書きかた」講座を開催しています。

③彦成地区文化センターでは、年間を通じて「えほんのひろば」を開催し、親子に絵本の紹介と読み聞かせを行っています。

④高州地区文化センターでは、つどいの広場「ひだまり」において、幼児期に読書の楽しさと出会えるよう、絵本の読み聞かせを開催しています。

○各地区センター等での図書資料の提供

コミュニティセンター、東和東地区文化センター、彦成地区文化センター、高州地区文化センターの図書室では、三郷市図書館と連携を図り、図書資料等を提供しています。

○各地区文化センター図書室の環境づくり

①彦成地区文化センターは、図書室に親子で読書ができる読み聞かせコーナーを設置しています。

②高州地区文化センターでは、図書室内をゆとりのあるレイアウトとし、読書や学習がしやすい静かで明るい環境づくりに努めています。

(12) 三郷市PTA連合会

○読書フェスティバル等への参加

PTA 会長会で読書フェスティバル等イベントへの参加協力を呼びかけているほか「家読^{うちどく}ゆうびん」の応募を各小中学校 PTA に働きかけています。

○読書に関する研修会を実施

PTA 会長会では「読書のすすめ講座」を毎年開催し、読書推進の研修を積み重ねるとともに、各小中学校 PTA での研修会開催を呼びかけています。

¹⁴ おもしろ遊学館：瑞沼市民センター内にあり教育課程にとらわれずに、学ぶことの面白さを体験できる、理科・算数・国語・英語などの教室。

(13) 「親の学習」ファシリテーター

○プログラムの工夫

学校からの親の学習実施依頼の際には「読書についての取組『日本一の読書のまち宣言』」「学校のスローガン」等を取り入れるプログラムの工夫を行っています。

(14) 放課後こども教室

○読書のまち三郷推進資料「言葉の力」の展示

「言葉の力」を小学生低・中・高学年の各教室に展示しています。

○本のコーナー設置

辞書、図鑑、児童書を含む本のコーナーを設置しています。

(15) 市内県立高等学校

○読書指導

平成26年9月から「国語総合」の授業で読書指導を開始しています。

○授業での図書館利用促進

平成26年9月から「図書館を利用した授業実施例」を紹介し、授業での図書館利用を増やしています。

○おすすめコーナー設置等

図書館内にテーマ別おすすめコーナーを設置しています。また、毎月図書館だよりを発行しています。

○電算化の導入

図書館蔵書のデータ管理化を開始しました。数年後には蔵書のコンピュータ管理ができるよう電算化の導入をすすめています。



(16) 三郷市私立幼稚園協会

○保護者への啓発

絵本の重要性を伝え、園児自身が選んだ絵本を持ち帰り、保護者による読みきかせを推進しています。

○貸出カードの活用

園児がどのような絵本に興味を持っているのかを把握するため、貸出カードを作成し、記録を残し活用しています。

○おすすめの絵本の提示

どのような本を購入すればよいか迷っている保護者に対し、おすすめの絵本を提示し案内しています。

○絵本の設置、読み聞かせの実施

保育室及び図書コーナーに絵本を多数備え、自由遊びや昼食後に自由に見ることができるようになっています。また、降園前には、絵本や紙芝居の読み聞かせをしているほか、週1回、全園児に教師が絵本を覚えてきてお話をしています。

○絵本のプレゼントの実施

クリスマス会などの行事の時に、園から絵本のプレゼントをしています。

○研修会に実施

外部講師を招聘し、漢字絵本等の指導法について研修を実施しています。

(17) 県立三郷特別支援学校

○読み聞かせ、紙芝居、パネルシアター等の実施

授業の中で、絵本の読み聞かせや紙芝居、パネルシアターなどで本を活用しています。

○図書コーナーの設置

図書コーナーを設置し、身近な場所で本に触れることができるように工夫しています。

(18) 社会福祉法人 三郷市社会福祉協議会

○福祉図書デリバリー事業

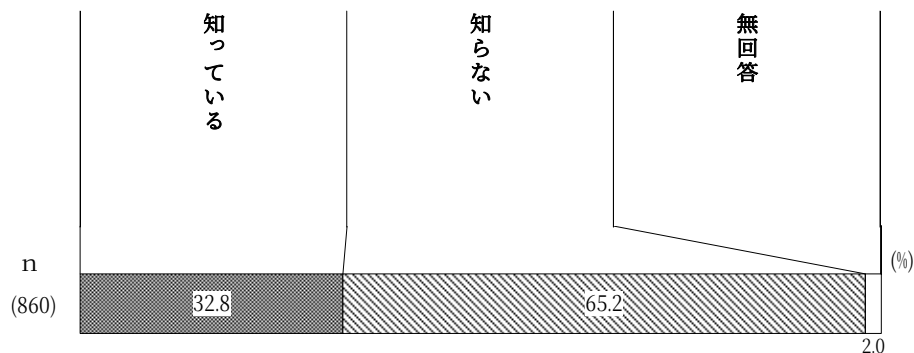
福祉に関する図書・映像資料等を整備し、福祉従事者や小中学校等へ貸出・閲覧を行っています。

2.4.2.市民の読書活動の状況

1. 三郷市市民意識調査（平成25年11月実施 第16回三郷市市民意識調査より抜粋）

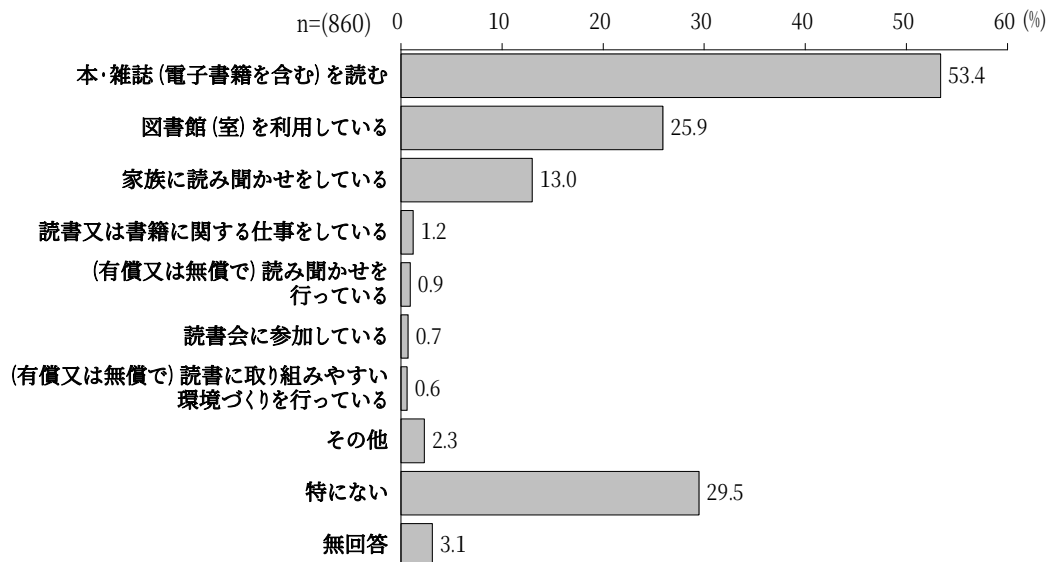
(1) 問. あなたは、三郷市が「日本一の読書のまち」を宣言したことを知っていますか？

「知っている」32.8%、「知らない」65.2%で、「知らない」が32.4ポイント高い結果となっている。



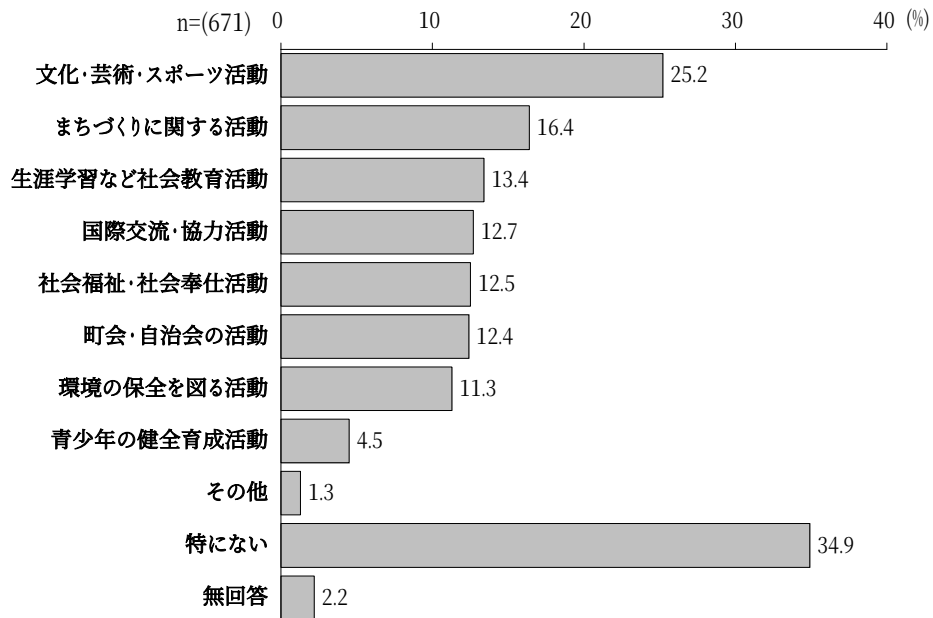
(2) 問. 本を読むことについて、あなたが日頃、取り組んでいることはどのようなことですか？

「本・雑誌（電子書籍を含む）を読む」が53.4%でもっとも高く、次いで「図書館（室）を利用している」25.9%、一方「特にない」29.5%となっている。



(3) 問.あなたが今後参加したい活動や関心のある活動はどのようなものですか？

「文化・芸術・スポーツ活動」25.2%、「まちづくりに関する活動」16.4%、「生涯学習など社会教育活動」13.4%と続いている。



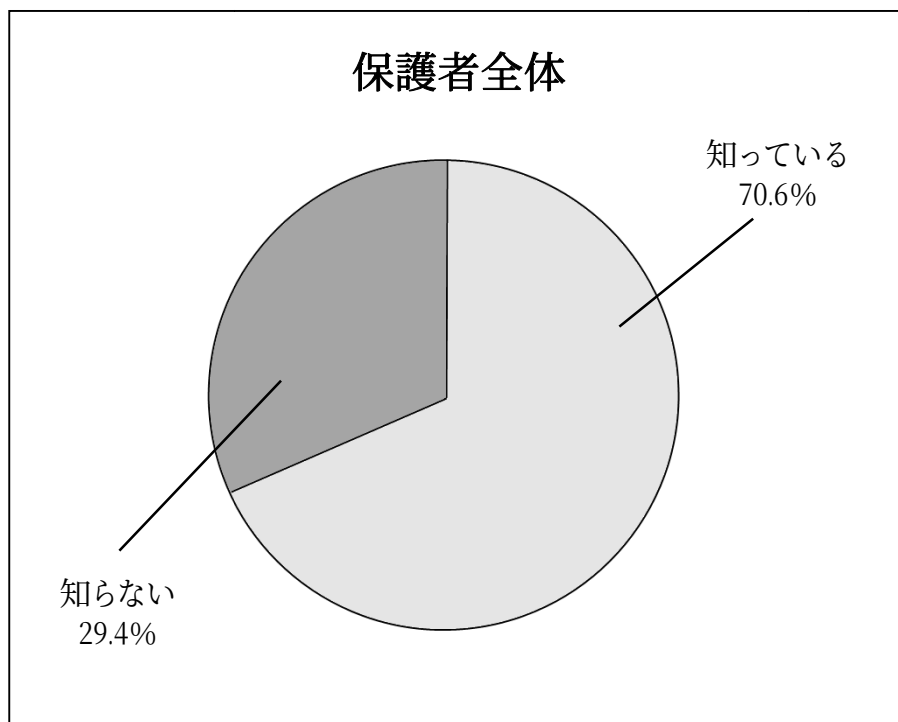
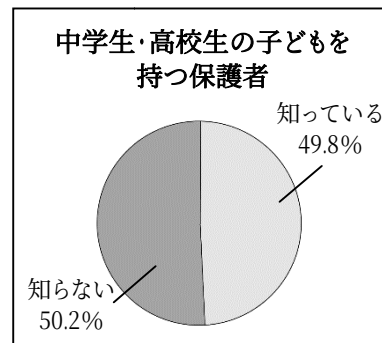
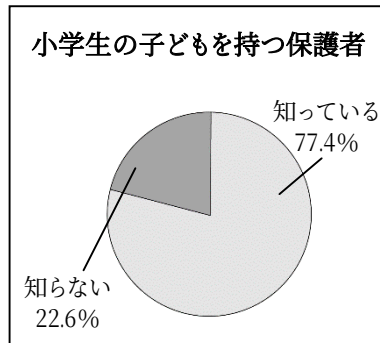
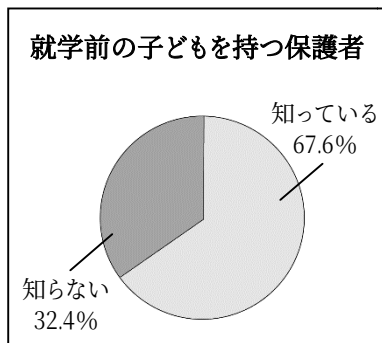
2. 読書のまち三郷・子ども読書意識アンケート調査

(平成26年11月読書のまち三郷・子ども読書意識アンケート調査から抜粋)

(1) 問. あなたは三郷市が「日本一の読書のまち」を宣言したことを知っていますか？

保護者全体で、「知っている」70.6%、「知らない」29.4%

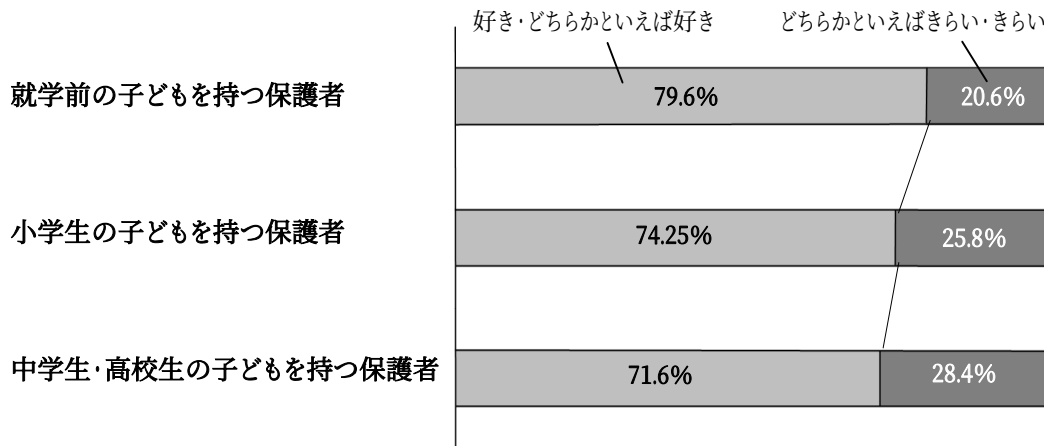
就学前の子どもを持つ保護者「知っている」67.6%、「知らない」32.4%、小学生の子どもを持つ保護者「知っている」77.4%、「知らない」22.6%、中学生・高校生の子どもの持つ保護者「知っている」49.8%、「知らない」50.2%



(2) 問. あなたは本を読むことが好きですか？

「好き・どちらかといえば好き」は就学前の子どもを持つ保護者 79.6%、小学生の子どもを持つ保護者 74.25%、中学生・高校生の子どもを持つ保護者 71.6%

「どちらかといえばきらい・きらい」は就学前の子どもを持つ保護者 20.6%、小学生の子どもを持つ保護者 25.8%、中学生・高校生の子どもを持つ保護者 28.4%



(3) 問. 一か月間に読んだ本の冊数を尋ねた質問に0冊を選んだ人の読まなかった理由は？
全ての年代の保護者が「仕事・家事で忙しいから」との答えが多く、ついで「本を読むのが好きでないから」「他に楽しいことがあるから」「読みたい本がないから」となっています。



2.4.3. 市民・行政・関係機関等の読書活動の課題

(1) 市民総ぐるみの読書活動の推進

本市における「日本一の読書のまち」宣言の認知状況は、子ども読書意識アンケート調査の結果によると、保育施設・幼稚園・小中学校などに通う子どもの保護者では、70.6%となっていますが、市民意識調査によると一般市民全体では32.8%となっており、37.8%の差がみられます。このことから、高校生以降から高齢者まで市民全体への宣言の周知と読書活動の推進について、あらゆる機会をとらえ年齢に切れ目のない継続した働きかけが必要となります。

(2) 行政・関係機関等による読書活動の推進

すでに行政や関係機関等で行っている事業について、読書活動の推進の観点を取り入れるよう投げかけ、内容を深め充実させていくことが重要です。そのためには、読書に関する取組について行政や関係機関が連携を図ることが必要となります。

また、公共施設での読書環境を整備・充実させ、いつでもどこでも本に触れることができる機会を多くすることが必要であり、事業を支える職員への支援も必要となります。

(3) 読書ボランティアなどの育成と支援

市民総ぐるみの読書活動を推進する上では、公共図書館だけではなく身近な所で読書に親しむ機会を提供することが必要です。特に身近な人たちの活動は協働を図るための一歩となります。読書ボランティアの活躍の様子を市民に紹介してボランティアの参加者を増やし、研修や交流の機会を設け、活躍の場を提供するなど、さらに読書ボランティアを育成し、支援していくことが必要となります。

(4) 社会情勢の変化への対応

高齢社会の急速な進展に伴い、高齢者の生涯学習や生きがいづくりなど、地域活動等への参加意欲が高まっています。多様な市民ニーズに対応できる読書環境の充実が必要となります。

また、高度情報化社会の進展に伴い、電子書籍やインターネットなどの導入について、効果的な活用の方法を踏まえて検討する必要があります。一方、ICT¹⁵スキルなどに左右されず、読書活動に取り組める環境の充実を進めていく必要もあります。



¹⁵ ICT：ITとはほぼ同義語だが、コンピュータやデジタル通信などの情報技術と社会や生活への情報技術の適用や応用を含む表現

第3章 計画の将来像と基本方針



第3章 計画の将来像と基本方針

3.1 計画の将来像

本計画は、「日本一の読書のまち」宣言が提唱する姿を将来像とします。

目指す将来像

読書活動をとおして人と人との絆を結び、
誰もが、いつでも読書に親しみ、
心豊かに暮らすことができる、
文化のかおり高いまち

3.2. 計画の基本方針

本計画の将来像を目指すために3つの基本方針を設定します。

1 市民総ぐるみの読書活動の推進

読書は、先人の想い、人類の英知を伝えるとともに、みずみずしい感性や旺盛な好奇心を^{おうせい}育み、より深く豊かに生きるための力となって、生涯にわたり大きな財産となります。

そこで、乳幼児から高齢者までの市民のライフステージや生活環境に応じ、誰もがいつでも読書に親しみ生涯を通じて学ぶことができる読書環境の充実に努めます。

2 読書活動を通じた「知」の創造の支援

読書活動は、情報化社会の急速な進展の中で、適切な情報を選び、自ら考え、よりよく行動するために非常に重要です。

そこで、市民が読書を通じて様々な考えに触れ、一人ひとりが主体的に「知」（知識・知恵、実践的能力）を創造することを支援することで、文化のかおり高いまちの醸成を目指します。

3 読書活動を通じたネットワークづくり

読書活動は、表現力やコミュニケーション能力を育み、人と人との関わりを深めながら絆を築き、活力あるまちづくりに大きな役割を果たします。

そこで、家読や読書体験の共有などを通じた多様な交流を支援し、人と人をつなぐネットワークづくりと、すべての市民が本に触れることのできるネットワークの構築に努め、新たなコミュニティ社会の創出を図ります。

3.3.施策の体系（全体像）

将来像

読書活動をととして人と人との絆を結び、
誰もが、いつでも読書に親しみ、
心豊かに暮らすことができる、
文化のかおり高いまち

宣言5項目

- 1 乳幼児期から読書の世界に触れる機会を大切にします。
- 1 「家読^{うちどく}ゆうびんコンクール」をはじめとし、家読^{うちどく}をすすめます。
- 1 三郷の歴史・民話など、郷土を深く知る機会を大切にします。
- 1 図書館などを活用し、読書に親しむ機会を大切にします。
- 1 人と本をつなぐネットワークづくりをすすめます。

基本方針

- 市民総ぐるみの読書活動の推進
- 読書活動を通じた「知」の創造の支援
- 読書活動を通じたネットワークづくり



重点施策

1. 市民総ぐるみの日本一の読書のまちづくりを推進します。
2. 子どもたちに、読書に触れるきっかけづくりとなる事業を行います。
3. 子ども司書や読書ボランティアの育成に努め市民との協働を進めます。
4. 読書の楽しさや知る喜びを市民に伝えるための講座や講演会などの事業を行います。
5. 本の楽しさを家族に伝える「家読^{うちどく}」を推進するため、「全国家読^{うちどく}ゆうびんコンクール」を行います。
6. 郷土資料の収集・展示、市の歴史や文化に触れる講座等を実施します。
7. 身近な課題の解決や児童生徒の探究型の学習を支援します。
8. すべての市民に利用しやすい公共図書館や図書室を提供します。

第4章 重点施策



第4章 重点施策

4.1. 重点施策一覧

施策1	市民総ぐるみの日本一の読書のまちづくりを推進します。
施策2	子どもたちに、読書に触れるきっかけづくりとなる事業を行います。
施策3	子ども司書や読書ボランティアの育成に努め市民との協働を進めます。
施策4	読書の楽しさや知る喜びを市民に伝えるための講座や講演会などの事業を行います。
施策5	本の楽しさを家族に伝える「家読 ^{うちどく} 」を推進するため「全国家読 ^{うちどく} ゆうびんコンクール」を行います。
施策6	郷土資料の収集・展示、市の歴史や文化に触れる講座等を実施します。
施策7	身近な課題の解決や児童生徒の探究型の学習を支援します。
施策8	すべての市民に利用しやすい公共図書館や図書室を提供します。



4.2.重点施策

施策1

市民総ぐるみの日本一の読書のまちづくりを推進します。

宣言

乳幼児期から読書の世界に触れる機会を大切にします。

人と本をつなぐネットワークづくりをすすめます。

【目標】

「日本一の読書のまち三郷」の読書に関わる活動や情報を市民に発信提供し、市民総ぐるみの読書活動を推進します。

(1) 「日本一の読書のまち宣言」の周知と読書活動の推進【日本一の読書のまち推進室】

「日本一の読書のまち宣言」を周知し、三郷市の市民総ぐるみの読書活動を推進していきます。また、各地の情報を取り込み連携していくことで、活動を深化させていきます。

(2) 読書活動の情報の提供【日本一の読書のまち推進室・公共図書館・指導課・小中学校・高等学校・特別支援学校・広報室】

各学校や公共図書館の読書だよりや三郷市のホームページにおいて、本市の様々な読書活動の情報を積極的に発信し、市民の読書意欲を高めます。

公共図書館等では、テーマ別のブックリストや時節に合わせたブックリストを作成・配布し、利用者に合わせた幅広い本の情報提供を積極的に行い、読書活動の普及と充実に努めます。



(3) 公共施設等の読書環境の整備【公共図書館・日本一の読書のまち推進室・指導課・小中学校・高等学校・特別支援学校・子ども支援課・すこやか課・保育施設・幼稚園・児童館・文化振興公社・長寿いきがい課・市民活動支援課・地区文化センター】

乳幼児から大人まで、より多くの方が魅力ある本に出会うことができるよう、良質で多様な本を選書・収集し、読書環境の向上に努めます。

教育関係施設¹⁶や図書施設（各地区文化センター）、老人福祉センター、ピアラシティ交流センターなど公共施設内にある図書室や図書コーナーの環境及び図書資料の充実を図ります。



【学校における廊下でのブックストリートや畳コーナーの活用】

(4) 出張図書館サービスの導入【**新規**】【公共図書館・日本一の読書のまち推進室】

図書館、図書室への来館が困難な市民に対して、様々な公共施設等に、「出張図書館サービス」等の導入を検討します。

(5) 読書活動事業の実施【小中学校・公共図書館・日本一の読書のまち推進室・指導課・生涯学習課・保育施設・幼稚園・文化振興公社】

乳幼児から大人まで、様々な世代の方が、読書の楽しさを実感し、本に興味を持つきっかけとなる事業を積極的に行います。

(6) 読書を通じた市民の交流を深める事業の実施【公共図書館・市民活動支援課】

朗読会、上映会、読書会、ビブリオバトル、著者と語る会等を開催し、市民が読書をとおりて交流を深める事業を実施します。



【大人のためのお話し会】



【ビブリオバトル】

¹⁶ 教育関係施設：保育施設、幼児教室、幼稚園、児童館、子育て支援センター、子育てサロン、児童クラブ、放課後子ども教室、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等。

(7) リサイクルブックフェア等の開催【公共図書館・小中学校・保育施設】

寄贈された本や図書館で除籍した資料を、本の有効活用のため、リサイクルブックフェアや図書館館内で常時利用できるリサイクルコーナー等を継続的に開催します。

児童書のリサイクル資料は、小中学校、保育施設等を優先して提供します。

(8) 読書ウィークの設定【**新規**】【指導課・日本一の読書のまち推進室・公共図書館・小中学校・高等学校・保育施設・幼稚園・読書ボランティア】

作家の講演会、読書フェスティバルを含む学校読書活動の発表、公共図書館や読書ボランティアの読書活動発表、読書活動の展示などを行う読書ウィークを設定します。読書の楽しさを多くの市民に広め、家庭や地域に読書推進の意識向上を図るとともに、読書活動に関わる人と人の絆を深めます。



【読書活動の掲示】



【読み聞かせボランティア】

(9) 書店・出版社等企業との連携【**新規**】【日本一の読書のまち推進室・公共図書館・観光協会】

公共図書館や書店・出版社などとの連携や交流を図り、読書に関するイベントを双方でPRするなど、市民が本や読書に触れる機会の拡大を図ります。

施策2

子どもたちに、読書に触れるきっかけづくりとなる事業を行います。

宣言 乳幼児期から読書の世界に触れる機会を大切にします。

【目標】

絵本や本に触れる機会を提供し、子どもたちの読書活動を促します。

(1) 読書フェスティバルの開催【指導課・日本一の読書のまち推進室・公共図書館・小中学校・高等学校・特別支援学校・保育施設・幼稚園】

子どもの読書活動推進のための取組を多くの人に伝えるため、読書フェスティバルを開催し、学校と家庭・地域、公共図書館との連携について実践発表を行います。また、講演会等を開催し、子どもの活動をとおして、家庭・地域の読書に対する意識の向上に努めます。

(2) 「三郷子ども読書週間」の実施【小中学校・指導課・日本一の読書のまち推進室・公共図書館・すこやか課・子ども支援課】

子どもの読書活動の推進に関する法律¹⁷では、国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、毎年4月23日を「子ども読書の日」と定めています。

前後1週間を、「三郷子ども読書週間」と定め、教育関係施設や公共図書館、及び関係各課、関係機関で啓発事業を行い、読書推進に努めます。

(3) ブックスタート事業の実施【公共図書館・健康推進課・読書ボランティア】

赤ちゃんと保護者が絵本をとおして、楽しい時間を分かち合うきっかけをつくるため、4か月児健康診査の際、読み聞かせと絵本をプレゼントするブックスタート事業を実施します。

(4) らんどせるブックよもよも事業の実施【公共図書館・小学校・指導課】

幼児期に培われた読書への興味、関心を学齢期に引き継ぎ、子どもの感性や好奇心を豊かに育てることを目的に、小学1年生を対象に本をプレゼントする「らんどせるブックよもよも」を実施します。



¹⁷ 子どもの読書活動の推進に関する法律：平成13年に制定された法律。全文については資料編を参照のこと。

(5) 読書のまち三郷推進資料「言葉の力」の活用【指導課・小中学校】

小中学校では、読書習慣の定着を目指し、読書のまち三郷推進資料「言葉の力¹⁸」を活用しています。

各教科における授業での活用により、美しい日本語や豊かな言語表現との出会いをとおして言葉への関心を持たせ、語彙を豊かにし、郷土愛をはじめ豊かな心の育成を図るためにも積極的に活用します。



【「言葉の力」の活用】

(6) 中学生おすすめの本事業の実施【新規】【日本一の読書のまち推進室・中学校】

学業や部活動などで余暇時間が減り、読書時間の確保が難しくなる中学生に対し、1年生入学時に読書の動機付けとなる「中学生おすすめの本」事業を実施します。

(7) 学校図書館の充実【教育総務課・指導課・小中学校】**①蔵書の充実**

児童生徒の主体的・意欲的な学習を支援できるよう、各教科の学習や総合的な学習の時間、調べ学習等、授業で活用する図書資料をそろえ、参考資料リストなどを作成し、学校図書館の「学習・情報センター」としての機能を充実させていきます。

読書量の増加と読書の質の向上を図るため魅力ある蔵書を増やし、全ての小中学校において「学校図書館図書標準」を超える達成率 130%を目指し、質を高めながら蔵書の充実に努めます。

また、1か月の読書量を小学3年生で9冊、小学5年生で8冊、中学2年生で4冊を目標とします。さらに、不読者率の目標を小学3年生で1.5%、小学5年生で2%、中学2年生で7%とし、不読者減少に努めます。



【学校図書館活用の様子】

②コンピュータ管理システムによる蔵書データの共有化

平成21年度に全小中学校にコンピュータ管理システムを導入しました。これにより蔵書の管理、貸出・返却業務等が効率的になり、検索用端末を活用することで、容易に資料が検索できるようになりました。今後は学校間での蔵書データの共有化を検討し、資料を有効活用するネットワークの構築を目指します。

¹⁸ 「言葉の力」：子どもたちに読ませたい、詩・伝記・郷土の民話・古典や教材に関連した物語、説明文等を選び、1冊にまとめた読書推進資料。

(8) 小中学校における読書活動の推進【小中学校・指導課・日本一の読書のまち推進室】

①読書時間の確保

「朝読書」による読書の習慣化を継続し、「昼読書」や「隙間読書」といった児童生徒が自ら本を読む時間の確保を目指します。

また、「読書月間」や「読書表現活動」の時間を設定します。

②学校図書館利用オリエンテーションの実施

児童生徒が主体的に読書に親しむ習慣を身に付けられるように、学校図書館の利用方法に関する指導を行い、利用促進の向上に努めます。

③読書から広がる創作活動への取組

読書をとおして感じた想いや創造を文章や絵画で表現する「青少年読書感想文全国コンクール」「読書感想画コンクール」「青少年の主張大会」等に積極的に取り組みます。

また、自らの課題を解決し、学びをすすめる「図書館を使った調べる学習コンクール」、「科学の甲子園ジュニア埼玉大会」等にも取り組んでいきます。

④学校読書活動推進協議会の活用

学校読書活動推進協議会では、「学校図書館活用年間指導計画」の内容を見直し、計画に基づいた各教科の授業の充実を図ります。

また、学校が読書教育を推進し、児童生徒が自ら学ぶ能力を育成するための「読書指導活用ノート（仮称）」を作成し活用します。さらに、授業研究会や情報交換を行い「日本一の読書のまち三郷」の学校読書活動を推進していきます。

⑤「三郷おすすめの本・100冊」の作成

小中学校では、何を読んでいいかわからないという児童生徒や保護者のために配布している「三郷おすすめ本・100冊」の内容を定期的に見直します。また、全て読んだ児童生徒には、教育長から「読破賞」を表彰します。

(9) 読書による交流事業の実施【保育施設・幼稚園・小中学校・高等学校・特別支援学校】

①人と人との絆を結ぶ読書活動の推進

読んだ本の感想や紹介等を友だちや他の学校の人にはがきや手紙にして伝える「読書郵便」や、クラスや学年の友だちと1冊の本を読み簡単な感想やキーワードを書いてリレーのようにまわしながら読んでいく「リレー読書」、本をとおして人を知り、人をとおして本を知る「ビブリオバトル」、本をとおして語り合う「読書会」等、読書をとおしてコミュニケーション力を高め、絆を深める読書活動を推進していきます。

②異校種や地域との交流

幼稚園・保育施設と小学校、小学校と中学校、中学校と高等学校等異校種間の連携・交流や、さらには児童生徒と地域の方との交流においても読書活動を活用していきます。

(10) 読書活動支援員の活用【日本一の読書のまち推進室】

専門知識を持った司書、または司書教諭資格者を読書活動支援員として日本一の読書のまち推進室に配置し、小中学校における読書活動、学校図書館に対する支援をはじめ、小中学校と公共図書館の連携事業の調整などを行います。

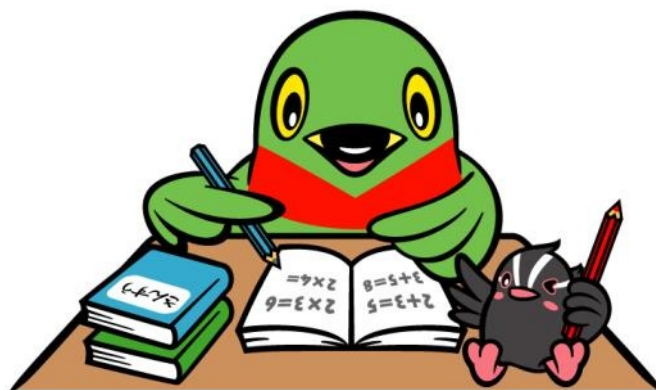
(11) 学校司書の配置【学務課】

司書有資格者を全ての小中学校に配置し、司書教諭、学校図書館教育主任、読書活動支援員とともに、児童生徒の読書への興味を引き出し、疑問に答え、教職員への支援をするなど小中学校の学校読書活動推進に努めます。

また、学校司書の配置日数及び配置時間の拡充に努めます。



【学校司書】



施策3

子ども司書や読書ボランティアの育成に努め市民との協働を進めます。

宣言 人と本をつなぐネットワークづくりをすすめます。

【目標】

日本一の読書のまちを支える読書ボランティアや子ども読書活動のリーダーとなる子ども司書を育成し、活動・活躍の場の提供や支援を行い、読書活動推進を図ります。

(1) 子ども司書の育成【日本一の読書のまち推進室・指導課・小学校・公共図書館・読書ボランティア】

子ども司書養成講座を、日本一の読書のまち推進室、指導課、学校、公共図書館が連携して開催し、図書館の仕事や様々な体験をととして読書への関心を高め、三郷市における子ども読書活動のリーダーを育てます。



(2) 子ども司書の活動支援【日本一の読書のまち推進室・指導課・公共図書館】

子ども司書が「日本一の読書のまち三郷」の読書活動推進の担い手として、幼児に対する絵本の読み聞かせや図書館のイベントへ参加し、将来的に市民ボランティアや地域の読書活動のリーダーとして活躍する人材となるよう活動の支援をしていきます。

(3) 読書ボランティア¹⁹の養成と支援【市民・公共図書館・日本一の読書のまち推進室・市民活動支援課・社会福祉協議会】

社会活動への関心が高まり、ボランティアへの意欲も高く活躍が期待できます。このことから、図書館では読書ボランティアの養成講座を開催し、読書推進活動に対しての知識や読み聞かせ等の質の向上を図るとともに活躍の場を提供・紹介します。

また、読み聞かせやおはなし会等を実施する際の相談に応えるなど、読書ボランティアの活動を支援します。市民総ぐるみの読書活動推進の観点からも、各事業において読書ボランティアとの協働を積極的に行います。



【ボランティアによる活動の様子】



【読書支援グループ研修会】

(4) 学校図書館と学校読書ボランティア²⁰との連携【小中学校・日本一の読書のまち推進室】

P T Aや地域の方を中心に組織された読み聞かせや学校図書館の整備を行うボランティアグループ、司書教諭、学校図書館教育主任、学校司書等が連携を図り、児童生徒の読書環境の充実に努めます。

また、全ての小中学校に学校読書ボランティアの活動を広げられるよう支援します。

(5) 読書支援グループ研修会や連絡会の開催【公共図書館・日本一の読書のまち推進室】

市内のボランティアグループの情報交換の場や研修の機会をもつため、読書支援グループ研修会や連絡会を定期的で開催します。また、グループへのアンケートを実施し、活動状況の把握や活躍の場を紹介し、また活動してほしい施設等とのコーディネートを図ります。

¹⁹ 読書ボランティア：学校読書ボランティアを含み、公共施設での絵本等の読み聞かせやストーリーテリング、ブックスタート事業等で活動するボランティア

²⁰ 学校読書ボランティア：小中学校に所属する絵本等の読み聞かせや学校図書館の環境整備のボランティア

施策4

読書の楽しさや知る喜びを市民に伝えるための講座や講演会などの事業を行います。

宣言

乳幼児期からの読書の世界に触れる機会を大切にします。

図書館などを活用し、読書に親しむ機会を大切にします。

【目標】

講座や講演会を実施し、市民一人ひとりの生涯にわたる読書習慣を育てます。

(1) 文学講演会等の開催【日本一の読書のまち推進室・公共図書館】

作家や著名人による文学講演会を開催し、作品が創作される背景や作家の心情に触れる機会を設け、市民の読書意欲や文化の向上に努めます。

(2) 読書活動を促す講座・講演会の開催【公共図書館・日本一の読書のまち推進室・小中学校・文化振興公社・市民活動支援課】

①子どもの読書活動支援のための講座

絵本や児童文学の作家による講演会や子どもの読書活動への理解を深めるための講座などを開催します。

②市民対象講座

公共図書館等において、読書に関する講座やイベントを充実させ、すべての市民が読書活動に接するためのきっかけづくりを図ります。

また、市民の自己表現を支援するため、さまざまな創作のための講座(自分史やシナリオづくり、俳句短歌など)の開催を検討します。

③関係各課や関係機関との連携による講座等の開催

関係各課は、それぞれが企画している講座やイベント開催において、読書活動を取り入れていくよう努めます。また、日本一の読書のまち推進室は、読書活動のコーディネートを図ります。

(3) 読書活動応援団長柳田邦男氏による支援【日本一の読書のまち推進室・指導課】

ノンフィクション作家の柳田邦男氏には、平成24年12月「^{うちどく}全国家読サミット in 三郷」での基調講演以来、三郷の読書活動にご支援いただき、「日本一の読書のまち」の宣言後は、『読書活動応援団長』を委嘱(平成25年9月28日)しております。引き続き様々な場面での支援をいただいてまいります。

【これまでいただいたご支援】

- 平成24年12月1日 ・「^{うちどく}全国家読サミット in 三郷」基調講演
- ・^{うちどく}家読ゆうびんコンクール「柳田邦男賞」表彰

- 平成 25 年 9 月 28 日 ・「日本一の読書のまち宣言記念事業」講演
- 平成 26 年 2 月 1 日 ・「第 7 回読書フェスティバル」講演
- ・家読^{うちどく}ゆうびんコンクール「柳田邦男賞」表彰
- 平成 26 年 9 月 27 日 ・「柳田邦男文学講演会」講演
- 平成 27 年 1 月 31 日 ・「第 8 回読書フェスティバル」講演
- ・「柳田先生と語ろう」会
- ・全国家読^{うちどく}ゆうびんコンクール「柳田邦男賞」表彰



施策5

本の楽しさを家族に伝える「家読^{うちどく}」を推進するため「全国家読^{うちどく}ゆうびんコンクール」を行います。

宣言 「家読^{うちどく}ゆうびんコンクール」をはじめとし、家読^{うちどく}をすすめます。

【目標】

家読^{うちどく}の定着を図るため家読^{うちどく}ゆうびん事業を推進し、また広く周知し、全国家読^{うちどく}ゆうびんコンクールへの応募10万点を目指します。

(1) 家庭での読書の推進 【市民・指導課・日本一の読書のまち推進室・公共図書館・小中学校・高等学校・特別支援学校・保育施設・幼稚園】

三郷家読^{うちどく}（家庭読書）の日（11月23日）のほかに、小中学校では毎月または学期毎に「家庭読書の日」を設け読書の機会を作ります。また、夏休み等の長期休業期間を利用した家庭読書の取組を支援します。

家読^{うちどく}ゆうびんの書き方講座の開催、作品展示会など、家読^{うちどく}について具体的な情報を提供します。
家族で楽しめる家読^{うちどく}おすすめ本コーナーなどを各図書館に設置します。



(2) 「^{うちどく}全国家読うびんコンクール」の開催 【市民・指導課・日本一の読書のまち推進室・公共図書館・小中学校・高等学校・特別支援学校・保育施設・幼稚園】

^{うちどく}家読を推進するため^{うちどく}全国家読うびんコンクール事業を広く市民や全国へ発信し周知し、10万点の応募を目指します。

(3) 「^{うちどく}全国家読うびんコンクール」の推進 【指導課・日本一の読書のまち推進室・保育施設・幼稚園・広報課・商工観光課】

①保育施設・幼稚園等との連携

園児や幼児及び保護者へ、^{うちどく}家読の取組と効果を周知し、^{うちどく}全国家読うびんコンクールへの参加を積極的に呼びかけます。

②関係各課等との連携

関係各課で実施する事業において、^{うちどく}家読うびんを積極的に取り入れてもらえるよう、連携を図るとともに、^{うちどく}全国家読うびんコンクール事業の開催において書店や新聞社、商工会等にも協力を呼びかけます。



施策6

郷土資料の収集・展示、市の歴史や文化に触れる講座等を実施します。

宣言 三郷の歴史・民話など、郷土を深く知る機会を大切にします。

【目標】

市の歴史や文化に触れる機会を増やし市民の郷土愛を育みます。

(1) 小中学校での郷土を知る機会の拡充【小中学校・指導課・日本一の読書のまち推進室】

読書のまち三郷推進資料「言葉の力」に民話などを掲載し、国語科、社会科、道徳、総合的な学習の時間等の授業における活用を推進します。

郷土の歴史や昔の暮らしを知るため歴史資料などを活用し、児童生徒が郷土に触れ学ぶ機会を増やします。また、学校内に民話絵本を展示するなどし、児童生徒及び保護者に地域に伝わる民話を広める機会の拡充に努めます。

(2) 地域資料の収集と情報提供【生涯学習課】

市の歴史や文化を知り、後世に継承していくために、図書、雑誌、新聞、地図、写真、絵葉書、パンフレット、リーフレット、ポスター等や祭礼、伝統芸能の映像など地域の郷土資料を市民との協働で収集していきます。

また、それらを公共図書館や郷土資料館等を通じて市民に紹介できる仕組みづくりを整えます。

(3) 「^{あし}草のみち」の発行【生涯学習課】

市史研究誌「^{あし}草のみち」を年1回刊行し、市民に郷土の歴史を伝えます。公共図書館・図書室・郷土資料館の他、ららぽっとみさとなどでも閲覧・展示を行います。

(4) 子ども向けの郷土資料の作成【生涯学習課】

子どもが理解しやすい三郷の歴史や文化財に関する郷土資料の作成に努めます。

(5) 民話、伝説、言い伝えの収集・周知普及【市民・公共図書館・日本一の読書のまち推進室】

地域に伝わる民話の収集や再話編集、方言の記録に努め、土地言葉のイントネーションの伝承に役立つよう民話の語りの会などを実施します。



【手づくり民話絵本】

(6) 地域資料のデジタル化【新規】【生涯学習課】

劣化や汚破損の恐れのある貴重な地域の歴史資料や、これまでは公共図書館や郷土資料館の来館者にのみ公開されていた資料をデジタル化し、インターネット上で検索、閲覧することのできるシステムを導入し、急速に移り変わる本市の情報を収集・保存・発信するための地域アーカイブシステムの整備を検討します。

(7) 郷土に関する講座や事業などの開催【市民・生涯学習課】

大学教授や専門家等を招き、本市の郷土史に関する講座や古文書の読み方を学ぶ講座などを積極的に開催します。また、郷土研究家や地域の文化財を守る活動をしている市民グループ「三郷市文化財サポーター」との協働により、歴史資料をより深く理解するためのイベントや、史跡を訪ねるまち歩きなどを開催し活動をさらに発展させます。



【みさと今昔巡り】



施策7

身近な課題の解決や児童生徒の探究型の学習を支援します。

宣言

乳幼児期からの読書の世界に触れる機会を大切にします。
図書館などを活用し、読書に親しむ機会を大切にします。

【目標】

市民・児童生徒の調べものや研究調査を支援し、図書資料を始めとする情報の提供に努めます。

(1) レファレンスサービス²¹・課題解決支援サービスの充実【公共図書館】

図書館のレファレンスサービスの向上と充実を図り、様々な資格取得方法や医療・法律・介護・ビジネス等に関する資料、時事問題等に関する資料を提供し、市民が身近な問題の解決の糸口をつかめるよう図書資料の充実に努めます。また、すべての市民が趣味や興味を深められるよう、生涯にわたる読書活動・学習活動を支援します。

(2) 高度情報化社会に対応した図書館利用の推進【新規】【公共図書館】

情報化の進展などの社会情勢の変化に伴い図書館利用ニーズが多様化・高度化していることを踏まえ、公共図書館において、電子書籍等の貸出や音楽コンテンツの配信等を検討します。また、館内では新聞情報や雑誌の記事検索、法律・判例情報や医学・科学技術の最新の研究成果、辞書・事典類の横断検索などが可能なオンラインデータベースの導入を検討します。

(3) 「図書館活用講座」の実施【新規】【公共図書館・小中学校】

図書館のバックヤードツアーやオリエンテーション、資料の探し方・調べ方講座などの「図書館活用講座」を開催します。

小中学校と連携し、図書館見学などを受け入れ、児童生徒に対する利用案内や図書館利用の促進を図ります。

²¹ レファレンスサービス：図書館の資料やデータベース・インターネットを使って、利用者が必要とする資料や情報を提供するサービス

(4) 「三郷市調べる学習コンクール」の開催【指導課・小中学校・公共図書館・日本一の読書のまち推進室】

児童生徒が自ら課題を設定し、情報収集・整理・分析しながら学びを続け、まとめ・表現するという探究型の学習が重要視されています。

学校図書館・公共図書館を活用した、「三郷市調べる学習コンクール」を開催し、成果を発表し合い、児童生徒の課題解決能力、思考力、表現力、発表力等の育成を図ります。



【学校図書館を利用した調べ学習】



施策8

すべての市民に利用しやすい公共図書館や図書室を提供します。

宣言

乳幼児期からの読書の世界に触れる機会を大切にします。

図書館などを活用し、読書に親しむ機会を大切にします。

【目標】

市民の読書活動の拠点となる、公共図書館や図書室の改善を図り、年間入館者数 35 万人を目指します。また、図書館ネットワークの充実に努めます。

(1) 公共図書館ネットワークの充実【公共図書館・図書室・日本一の読書のまち推進室】

①身近な読書活動推進拠点として整備

図書館3館と各地区文化センター・コミュニティセンターの図書室4室をオンライン化し、一つのシステムで稼働しています。また、図書館のホームページでは、蔵書検索、予約登録等を行うことができ、希望する図書館・図書室で予約資料の受け取り等が可能となっています。

さらに、各図書室の資料の充実と公共図書館のネットワークの充実に図り、市民の身近な読書活動推進拠点として整備していきます。また、図書室におけるレファレンスサービスの充実に努めます。

②サービス拠点の整備

図書館・図書室以外でも返却や予約資料を受け取るなどのサービス拠点の整備を検討します。

③自動貸出機等の導入の推進

市内全図書館・図書室での図書館資料の貸出サービスの利便性の向上を図るため、自動貸出機等の導入を進めます。

④開館時間の検討

公共図書館・図書室の開館時間について検討します。



【自動貸出機】



【予約資料受取コーナー】

(2) 市民ニーズに応じた図書館環境の整備やサービスの充実【公共図書館・障がい福祉課】

図書館では様々な利用者に適切なサービスが提供できるよう、施設のバリアフリー化や意思表示・コミュニケーションを支援するための人的支援、情報アクセシビリティの向上等図書館環境の整備に努めます。

対面朗読のサービスや点字図書、録音図書、大活字本、布絵本、さわる絵本等の資料の充実と、デージー²²の貸出やデータでの配信、また、図書館内での音声読書機などの機器を整備するなど利便性の向上に努めます。

多様な読書相談に対応できるよう、筆談、読み上げ、手話などのコミュニケーション、拡大文字や点字などでの表記、わかりやすい表現を使って説明をするなど図書館司書職員の研修の機会を図りサービスの充実に努めます。



【録音図書デージー再生機】



【点字資料の配備】



【大活字本】

(3) 日本語を母語としない利用者のためのサービスの充実【公共図書館・市民活動支援課】

日本語を母語としない利用者のために、外国語で書かれた図書の収集に努めます。また、外国語版の利用案内の作成、図書館HPの多言語化、外国語によるコミュニケーション手段の確保に努めます。

²² デイジー：DAISY (Digital Accessible Information System の略)。視覚障害者や普通の印刷物を読むことが困難な人々のためにカセットに代わるデジタル録音図書の国際標準規格として、50 カ国以上の会員団体が構成するデイジーコンソーシアム（本部スイス）により開発と維持が行われている情報システムのこと。

(4) 本の貸出システムの拡充【公共図書館・指導課・保育施設・幼稚園】

①団体貸出の拡充

○自由読書の本のほか、総合的な学習の時間²³や調べ学習に対応する資料等の学校団体貸出を充実させます。また、学校向けの資料、調べるための本などの参考資料の充実を図ります。テーマ別調べ学習用ブックリストの作成を検討します。

○学級文庫おたのしみセットの貸し出しを全小学校・全クラスを対象に行います。

公共図書館が、全小学校・全クラスに、読み物や絵本を中心とした「学級文庫おたのしみセット」を貸し出します。

○中学生朝読セットの貸し出しを全中学校・全クラスを対象に行います。

中学生になると勉強や部活動などで忙しくなり、余暇に読書の時間が持てずにいる子どもが増えてきます。学校生活の中の朝読書や読書タイム等で読む時間を確保し、読書を習慣付けることが大切です。公共図書館が小説、伝記、ノンフィクション等を中心とした本を「中学生朝読セット」として、全中学校・全クラスへ貸し出します。

○保育施設・幼稚園等への絵本などの貸出を検討します。

幼児期の本との出会いが増えるよう、市内の保育施設・幼稚園等への絵本セットの貸し出しを検討します。



【中学生朝読セット】



【学級文庫おたのしみセット】

②配送システムの充実

公共図書館から学校等への団体貸出の効率的な利用のため、本の配送システムを確立し、公共図書館・図書室・学校・保育施設・幼稚園での資料の有効活用を図ります。

²³ 総合的な学習の時間：子ども達が自ら学び、自ら考える力や学び方、ものの考え方などを身につけるなどをねらいとした学習活動のこと。

4.3.実施主体一覧

	重点施策	目 標	実施主体							
			市民	のまち推進室 日本一の読書	関係各課 教育委員会	公共図書館	小中学校	特別支援学校・ 高等学校	保育施設・ 幼稚園	関係団体・ 関係各課
1	市民総ぐるみの日本一の読書のまちづくりを推進します	「日本一の読書のまち三郷」の読書に関わる活動や情報を市民に発信提供し、市民総ぐるみの読書活動を推進します	○	○	○	○	○	○	○	○
2	子どもたちに、読書に触れるきっかけづくりとなる事業を行います	絵本や本に触れる機会を提供し、子どもたちの読書活動を促します	※1	○	○	○	○	※2	○	※3
3	子ども司書や読書ボランティアの育成に努め市民との協働を進めます	日本一の読書のまちを支える読書ボランティアや子ども読書活動のリーダーとなる子ども司書を育成し、活動・活躍の場の提供や支援を行い、読書活動推進を図ります	※4	○	○	○	○			○
4	読書の楽しさや知る喜びを市民に伝えるための講座や講演会などの事業を行います	講座や講演会を実施し、市民一人ひとりの生涯にわたる読書習慣を育てます		○	○	○	○			○
5	本の楽しさを家族に伝える「家読」を推進するため「全国家読ゆうびんコンクール」を行います	家読の定着を図るため家読ゆうびん事業を推進し、また広く周知し、全国家読ゆうびんコンクールへの応募10万点を目指します	○	○	○	○	○	○	○	○
6	郷土資料の収集・展示、市の歴史や文化に触れる講座等を実施します	市の歴史や文化に触れる機会を増やし市民の郷土愛を育みます	○	○	○	○	○			
7	身近な課題の解決や児童生徒の探究型の学習を支援します	市民・児童生徒の調べものや研究調査を支援し、図書資料を始めとする情報の提供に努めます		○	○	○	○			
8	すべての市民に利用しやすい公共図書館や図書室を提供します	市民の読書活動の拠点となる、公共図書館や図書室の改善を図り、年間入館者数35万人を目指します。また、図書館ネットワークの充実に努めます		○	○	○				○

◎実施主体欄の教育委員会関係各課とは、生涯学習課、指導課、青少年課、教育総務課、学務課。

※1 読書ボランティア ※2 特別支援学校 ※3 健康推進課 ※4 子ども司書及び子ども司書養成講座支援員と読書ボランティア

第5章

日本一の読書のまち宣言に 基づく施策一覧



第5章 日本一の読書のまち宣言に基づく施策一覧

5.1 施策項目一覧

日本一の読書のまち三郷推進計画の取組内容について、「日本一の読書のまち宣言」に掲げられた5項目の視点から整理します。

乳幼児期から読書の世界に触れるための施策

- | | |
|--------------------------|-------------------------|
| (1) 公共施設等の読書環境の整備 | (8) 小中学校における読書活動の推進 |
| (2) 読書活動事業の実施 | (9) 読書による交流事業の実施 |
| (3) ブックスタート事業の実施 | (10) 読書活動支援員の活用 |
| (4) らんどせるブックよもよも事業の実施 | (11) 学校司書の配置 |
| (5) 読書のまち三郷推進資料「言葉の力」の活用 | (12) 「三郷市調べる学習コンクール」の開催 |
| (6) 中学生おすすめの本事業の実施 | (13) 「三郷子ども読書週間」の実施 |
| (7) 学校図書館の充実 | (14) 読書活動応援団長柳田邦男氏による支援 |
| | (15) 読書フェスティバルの開催 |

家読推進のための施策

- | | |
|---|---|
| (1) 家庭での読書の推進 | (3) 「全国家読 ^{うちどく} ゆうびんコンクール」の推進 |
| (2) 「全国家読 ^{うちどく} ゆうびんコンクール」の開催 | |

三郷の歴史・民話など郷土を深く知るための施策

- | | |
|------------------------------|------------------------|
| (1) 小中学校での郷土を知る機会の拡充 | (5) 民話、伝説、言い伝えの収集・周知普及 |
| (2) 地域資料の収集と情報提供 | (6) 地域資料のデジタル化 |
| (3) 「 ^{うと} 草のみち」の発行 | (7) 郷土に関する講座や事業などの開催 |
| (4) 子ども向けの郷土資料の作成 | |

図書館などを活用し、読書に親しむための施策

- | | |
|-------------------------------|------------------------------|
| (1) 公共図書館ネットワークの充実 | (5) 文学講演会等の開催 |
| (2) 市民ニーズに応じた図書館環境の整備やサービスの充実 | (6) 読書活動を促す講座・講演会の開催 |
| (3) 日本語を母語としない利用者のためのサービスの充実 | (7) レファレンスサービス・課題解決支援サービスの充実 |
| (4) 高度情報化社会に対応した図書館利用の推進 | (8) 「図書館活用講座」の実施 |
| | (9) 本の貸出システムの拡充 |

人と本をつなぐネットワークの構築のための施策

- | | |
|------------------------------|--------------------------|
| (1) 「日本一の読書のまち」宣言の周知と読書活動の推進 | (7) 読書を通じた市民の交流を深める事業の実施 |
| (2) 読書ボランティアの養成と支援 | (8) 読書ウィークの設定 |
| (3) 子ども司書の育成 | (9) 出張図書館サービスの導入 |
| (4) 子ども司書の活動支援 | (10) 読書活動の情報の提供 |
| (5) 学校図書館と学校読書ボランティアとの連携 | (11) 書店・出版社等企業との連携 |
| (6) 読書支援グループ研修会や連絡会の開催 | (12) リサイクルブックフェア等の開催 |

資料編

1. 日本一の読書のまち三郷推進計画策定検討会議設置要綱

（設置）

第1条 平成25年3月18日に三郷市市議会において「日本一の読書のまち宣言」が議決された。

この宣言を具現化するために日本一の読書のまち三郷推進計画を策定する。

策定にあたっては、第4次三郷市総合計画及び読書のまち三郷・子ども読書活動推進計画を踏まえ日本一の読書のまち三郷推進計画策定検討会議（以下「会議」という）を設置する。

（所掌事項）

第2条 会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 日本一の読書のまち三郷推進計画の策定に関すること。
- (2) その他必要と認める事項に関すること。

（組織）

第3条 委員は、次に掲げる課、団体等において選出した者、又はその職にある者をもって組織する。

- (1) 私立幼稚園
- (2) 小学校長会
- (3) 中学校長会
- (4) 高等学校
- (5) 特別支援学校
- (6) 学校読書活動推進協議会
- (7) PTA連合会（小・中学校）
- (8) 読書活動支援ボランティア
- (9) 三郷市青少年育成市民会議
- (10) 「親の学習」講座ファシリテーター
- (11) 文化振興公社（図書室設置施設）
- (12) 社会福祉協議会
- (13) 企画調整課
- (14) 健康推進課
- (15) 市民活動支援課
- (16) 子ども支援課
- (17) すこやか課
- (18) 障がい福祉課
- (19) 長寿いきがい課
- (20) 広報室
- (21) 商工観光課
- (22) 教育総務課
- (23) 青少年課

- (24) 指導課
- (25) 生涯学習課
- (26) 社会教育指導員
- (27) 図書館
- (28) 読書活動支援員
- (29) 日本一の読書のまち推進室

(任期)

第4条 会議の委員の任期は、日本一の読書のまち三郷推進計画の策定が終了するまでとする。

(会長及び副会長)

第5条 会議は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、委員の互選によるものとし、会議を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長が指名する者をもって充て、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会長は会議を招集し、会議の議長となる。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、日本一の読書のまち推進室において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年5月1日から施行する。

2. 日本一の読書のまち三郷推進計画策定検討会議委員名簿

	氏 名	選出団体・機関等	役職等
1	伊地知 幸子	三郷市青少年育成市民会議	会長
2	檜垣 幸久	三郷市中学校長会	副会長
3	吉野 育子	放課後子ども教室	
4	村岡 佐知子	「親の学習」講座ファシリテーター	
5	樋口 順子	P T A連合会（小・中学校）	
6	福地 ますみ	読書活動支援ボランティア	
7	栗山 広直	高等学校	
8	伊賀 北斗	特別支援学校	
9	加藤 有利子	子育て支援センターにこにこ	
10	當摩 真理子	指導課 おもしろ遊学館	
11	豊田 守	三郷市文化振興公社	
12	中山 真佐江	学校読書活動推進協議会	
13	高橋 和子	三郷市私立幼稚園協会	
14	佐々木 信江	三郷市小学校長会	
15	長沼 弘子	すこやか課 高州保育所	
16	中村 博子	教育総務課	
17	堀 歩実	健康推進課	
18	中村 洋子	子ども支援課 北児童館	
19	高橋 均	三郷市社会福祉協議会	
20	杉山 量平	企画調整課	
21	浅井 富雄	市民活動支援課	
22	横田 隆宏	障がい福祉課	
23	篠田 由美	長寿いきがい課	
24	関根 弥生	広報室	
25	照喜名 紗和	商工観光課	
26	木村 雅也	青少年課	

敬 称 略

3. 庁内計画策定検討会議等名簿

○関係部課調整会議 平成26年度

	氏 名	選出団体・機関等	役職等
1	中村 和代	生涯学習部	部長
2	星 健次郎	学校教育部	部長
3	高木 良郎	学校教育部	理事
4	大塚 正樹	指導課	課長
5	三田 博	指導課	係長
6	矢野 めぐみ	指導課	指導主事
7	小菅 貴治	生涯学習課	課長
8	三瓶 正宣	日本一の読書のまち推進室	事務局
9	佐藤 明美	日本一の読書のまち推進室	事務局
10	三國 博子	日本一の読書のまち推進室	事務局

○日本一の読書のまち三郷推進計画ワーキング会議：教育委員会内検討組織 平成26年度

	氏 名	選出団体・機関等	役職等
1	中村 和代	生涯学習部	部長
2	星 健次郎	学校教育部	部長
3	高木 良郎	学校教育部	理事
4	大塚 正樹	指導課	課長
5	三田 博	指導課	係長
6	矢野 めぐみ	指導課	指導主事
7	小菅 貴治	生涯学習課	課長
8	染谷 篤仁	生涯学習課	課長補佐
9	日野田 眞由美	生涯学習課	社会教育指導員
10	深堀 敬治	市立図書館	館長
11	園田 久美子	早稲田図書館	館長
12	土屋 かおり	北部図書館	館長
13	三瓶 正宣	日本一の読書のまち推進室	事務局

14	佐藤 明美	日本一の読書のまち推進室	事務局
15	三國 博子	日本一の読書のまち推進室	事務局
16	福田 孝子	日本一の読書のまち推進室	読書活動支援員

○教育委員会事務局 平成27年度

	氏 名	選出団体・機関等	役職等
1	大石 京子	生涯学習部	部長
2	星 健次郎	学校教育部	部長
3	島村 裕	学校教育部	理事
4	三瓶 正宣	生涯学習部	副部長
5	大塚 正樹	指導課	課長
6	三田 博	指導課	係長
7	矢野 めぐみ	指導課	指導主事
8	小菅 貴治	生涯学習課	課長
9	染谷 篤仁	生涯学習課	課長補佐
10	深堀 敬治	市立図書館	館長
11	園田 久美子	早稲田図書館	館長
12	土屋 かおり	北部図書館	館長
13	羽ヶ崎 紀子	日本一の読書のまち推進室	室長
14	佐藤 明美	日本一の読書のまち推進室	室長補佐
15	三國 博子	日本一の読書のまち推進室	主幹
16	福田 孝子	日本一の読書のまち推進室	読書活動支援員

4. 日本一の読書のまち三郷推進計画策定経過

月 日	会 議 名	事 項
平成 26 年 4 月 16 日	関係部課調整会議	策定体制及び策定方針等の検討
平成 26 年 5 月 2 日	関係部課調整会議	策定体制及び策定方針等の検討
平成 26 年 6 月 26 日	第 1 回日本一の読書のまち三郷推進計画策定検討会議	国及び県の読書政策、策定方針について
平成 26 年 8 月 27 日	第 2 回日本一の読書のまち三郷推進計画策定検討会議	各団体の読書活動取組状況報告及び今後取り組むべき施策について
平成 26 年 10 月 1 日	ワーキング会議	取り組むべき施策内容の検討
平成 26 年 10 月 3 日	ワーキング会議	取り組むべき施策内容の検討
平成 26 年 11 月 26 日	ワーキング会議	取り組むべき施策内容の検討
平成 26 年 12 月 8 日	ワーキング会議	日本一の読書のまち三郷推進計画素案の全体構成と内容の検討
平成 26 年 12 月 19 日	第 3 回日本一の読書のまち三郷推進計画策定検討会議	日本一の読書のまち三郷推進計画素案の全体構成と内容について
平成 27 年 1 月 16 日	ワーキング会議	日本一の読書のまち三郷推進計画素案の全体構成の再検討
平成 27 年 1 月 20 日	ワーキング会議	日本一の読書のまち三郷推進計画素案の内容の検討
平成 27 年 1 月 28 日	ワーキング会議	日本一の読書のまち三郷推進計画素案の内容の検討
平成 27 年 2 月 19 日	ワーキング会議	日本一の読書のまち三郷推進計画素案の内容の検討
平成 27 年 3 月 13 日	ワーキング会議	日本一の読書のまち三郷推進計画素案の内容の検討
平成 27 年 3 月 25 日	第 4 回日本一の読書のまち三郷推進計画策定検討会議	日本一の読書のまち三郷推進計画素案の最終案について
平成 27 年 5 月 27 日	教育委員会	日本一の読書のまち三郷推進計画素案の概要について
平成 27 年 6 月 17 日	教育委員会	日本一の読書のまち三郷推進計画素案の内容について
平成 27 年 7 月 8 日	図書館及び視聴覚ライブラリー協議会	日本一の読書のまち三郷推進計画素案について
平成 27 年 7 月 14 日	社会教育委員会	日本一の読書のまち三郷推進計画素案について
平成 27 年 7 月 23 日	教育委員会	日本一の読書のまち三郷推進計画素案の内容について

平成 27 年 7 月 25 日 ～8 月 24 日	パブリック・コメント 実施	日本一の読書のまち三郷推進計画素案 の公表
平成 27 年 9 月 30 日	教育委員会	パブリック・コメントの意見と回答に ついて
平成 27 年 10 月 5 日	パブリック・コメント 結果の公表	日本一の読書のまち三郷推進計画素案 の意見への回答
平成 27 年 10 月 21 日	教育委員会	日本一の読書のまち三郷推進計画の 議決について

5. 子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成十三年十二月十二日法律第百五十四号)

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子ども

の読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

（都道府県子ども読書活動推進計画等）

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

（子ども読書の日）

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

- 2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

（財政上の措置等）

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

○ 衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

- 一 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。
- 二 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。
- 三 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。
- 四 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。
- 五 子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。
- 六 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

6. 文字・活字文化振興法

(平成十七年七月二十九日法律第九十一号)

(目的)

第一条 この法律は、文字・活字文化が、人類が長い歴史の中で蓄積してきた知識及び知恵の継承及び向上、豊かな人間性の涵養並びに健全な民主主義の発達に欠くことのできないものであることにかんがみ、文字・活字文化の振興に関する基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文字・活字文化の振興に関する必要な事項を定めることにより、我が国における文字・活字文化の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって知的で心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「文字・活字文化」とは、活字その他の文字を用いて表現されたもの（以下この条において「文章」という。）を読み、及び書くことを中心として行われる精神的な活動、出版活動その他の文章を人に提供するための活動並びに出版物その他のこれらの活動の文化的所産をいう。

(基本理念)

第三条 文字・活字文化の振興に関する施策の推進は、すべての国民が、その自主性を尊重されつつ、生涯にわたり、地域、学校、家庭その他の様々な場において、居住する地域、身体的な条件その他の要因にかかわらず、等しく豊かな文字・活字文化の恵沢を享受できる環境を整備することを旨として、行われなければならない。

2 文字・活字文化の振興に当たっては、国語が日本文化の基盤であることに十分配慮されなければならない。

3 学校教育においては、すべての国民が文字・活字文化の恵沢を享受することができるようにするため、その教育の課程の全体を通じて、読む力及び書く力並びにこれらの力を基礎とする言語に関する能力（以下「言語力」という。）の涵養に十分配慮されなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、文字・活字文化の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、文字・活字文化の振興に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（関係機関等との連携強化）

第六条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策が円滑に実施されるよう、図書館、教育機関その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

（地域における文字・活字文化の振興）

第七条 市町村は、図書館奉仕に対する住民の需要に適切に対応できるようにするため、必要な数の公立図書館を設置し、及び適切に配置するよう努めるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、公立図書館が住民に対して適切な図書館奉仕を提供することができるよう、司書の充実等の人的体制の整備、図書館資料の充実、情報化の推進等の物的条件の整備その他の公立図書館の運営の改善及び向上のために必要な施策を講ずるものとする。
- 3 国及び地方公共団体は、大学その他の教育機関が行う図書館の一般公衆への開放、文字・活字文化に係る公開講座の開設その他の地域における文字・活字文化の振興に貢献する活動を促進するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。
- 4 前三項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、地域における文字・活字文化の振興を図るため、文字・活字文化の振興に資する活動を行う民間団体の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（学校教育における言語力の涵養）

- 第八条** 国及び地方公共団体は、学校教育において言語力の涵養が十分に図られるよう、効果的な手法の普及その他の教育方法の改善のために必要な施策を講ずるとともに、教育職員の養成及び研修の内容の充実その他のその資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。
- 2 国及び地方公共団体は、学校教育における言語力の涵養に資する環境の整備充実を図るため、司書教諭及び学校図書館に関する業務を担当するその他の職員の充実等の人的体制の整備、学校図書館の図書館資料の充実及び情報化の推進等の物的条件の整備等に関し必要な施策を講ずるものとする。

（文字・活字文化の国際交流）

第九条 国は、できる限り多様な国の文字・活字文化が国民に提供されるようにするとともに我が国の文字・活字文化の海外への発信を促進するため、我が国においてその文化が広く知られていない外国の出版物の日本語への翻訳の支援、日本語の出版物の外国語への翻訳の支援その他の文字・活字文化の国際交流を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

（学術的出版物の普及）

第十条 国は、学術的出版物の普及が一般に困難であることにかんがみ、学術研究の成果についての出版の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の日)

第十一条 国民の間に広く文字・活字文化についての関心と理解を深めるようにするため、文字・活字文化の日を設ける。

2 文字・活字文化の日は、十月二十七日とする。

3 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

(財政上の措置等)

第十二条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

7. 図書館法

(昭和二十五年四月三十日法律第百十八号)

最終改正：平成二十三年一二月一四日法律第一二二号

第一章 総則

(この法律の目的)

第一条 この法律は、社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）の精神に基き、図書館の設置及び運営に関して必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もつて国民の教育と文化の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「図書館」とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設で、地方公共団体、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人が設置するもの（学校に附属する図書館又は図書室を除く。）をいう。

2 前項の図書館のうち、地方公共団体の設置する図書館を公立図書館といい、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人の設置する図書館を私立図書館という。

(図書館奉仕)

第三条 図書館は、図書館奉仕のため、土地の事情及び一般公衆の希望に沿い、更に学校教育を援助し、及び家庭教育の向上に資することとなるように留意し、おおむね次に掲げる事項の実施に努めなければならない。

一 郷土資料、地方行政資料、美術品、レコード及びフィルムの収集にも十分留意して、図書、記録、視聴覚教育の資料その他必要な資料（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を含む。以下「図書館資料」という。）を収集し、一般公衆の利用に供すること。

二 図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。

三 図書館の職員が図書館資料について十分な知識を持ち、その利用のための相談に応ずるようにすること。

四 他の図書館、国立国会図書館、地方公共団体の議会に附置する図書室及び学校に附属する図書館又は図書室と緊密に連絡し、協力し、図書館資料の相互貸借を行うこと。

五 分館、閲覧所、配本所等を設置し、及び自動車文庫、貸出文庫の巡回を行うこと。

六 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を主催し、及びこれらの開催を奨励すること。

七 時事に関する情報及び参考資料を紹介し、及び提供すること。

八 社会教育における学習の機会を利用して行つた学習の成果を活用して行う教育活動その他の活動

の機会を提供し、及びその提供を奨励すること。

九 学校、博物館、公民館、研究所等と緊密に連絡し、協力すること。

(司書及び司書補)

第四条 図書館に置かれる専門的職員を司書及び司書補と称する。

2 司書は、図書館の専門的事務に従事する。

3 司書補は、司書の職務を助ける。

(司書及び司書補の資格)

第五条 次の各号のいずれかに該当する者は、司書となる資格を有する。

一 大学を卒業した者で大学において文部科学省令で定める図書館に関する科目を履修したもの

二 大学又は高等専門学校を卒業した者で次条の規定による司書の講習を修了したもの

三 次に掲げる職にあつた期間が通算して三年以上になる者で次条の規定による司書の講習を修了したもの

イ 司書補の職

ロ 国立国会図書館又は大学若しくは高等専門学校の附属図書館における職で司書補の職に相当するもの

ハ ロに掲げるもののほか、官公署、学校又は社会教育施設における職で社会教育主事、学芸員その他の司書補の職と同等以上の職として文部科学大臣が指定するもの

2 次の各号のいずれかに該当する者は、司書補となる資格を有する。

一 司書の資格を有する者

二 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十条第一項の規定により大学に入学することのできる者で次条の規定による司書補の講習を修了したもの

(司書及び司書補の講習)

第六条 司書及び司書補の講習は、大学が、文部科学大臣の委嘱を受けて行う。

2 司書及び司書補の講習に関し、履修すべき科目、単位その他必要な事項は、文部科学省令で定める。ただし、その履修すべき単位数は、十五単位を下ることができない。

(司書及び司書補の研修)

第七条 文部科学大臣及び都道府県教育委員会は、司書及び司書補に対し、その資質の向上のために必要な研修を行うよう努めるものとする。

(設置及び運営上望ましい基準)

第七条の二 文部科学大臣は、図書館の健全な発達を図るために、図書館の設置及び運営上望ましい基準を定め、これを公表するものとする。

（運営の状況に関する評価等）

第七条の三 図書館は、当該図書館の運営の状況について評価を行うとともに、その結果に基づき図書館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（運営の状況に関する情報の提供）

第七条の四 図書館は、当該図書館の図書館奉仕に関する地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該図書館の運営の状況に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

（協力の依頼）

第八条 都道府県教育委員会は、当該都道府県内の図書館奉仕を促進するために、市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会に対し、総合目録の作製、貸出文庫の巡回、図書館資料の相互貸借等に関して協力を求めることができる。

（公の出版物の収集）

第九条 政府は、都道府県の設置する図書館に対し、官報その他一般公衆に対する広報の用に供せられる独立行政法人国立印刷局の刊行物を二部提供するものとする。

2 国及び地方公共団体の機関は、公立図書館の求めに応じ、これに対して、それぞれの発行する刊行物その他の資料を無償で提供することができる。

第二章 公立図書館

（設置）

第十条 公立図書館の設置に関する事項は、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。

第十一条 削除

第十二条 削除

（職員）

第十三条 公立図書館に館長並びに当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会が必要と認める専門的職員、事務職員及び技術職員を置く。

2 館長は、館務を掌理し、所属職員を監督して、図書館奉仕の機能の達成に努めなければならない。

（図書館協議会）

第十四条 公立図書館に図書館協議会を置くことができる。

- 2 図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする。

第十五条 図書館協議会の委員は、当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会が任命する。

第十六条 図書館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他図書館協議会に関し必要な事項については、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

(入館料等)

第十七条 公立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対するいかなる対価をも徴収してはならない。

第十八条 削除

第十九条 削除

(図書館の補助)

第二十条 国は、図書館を設置する地方公共団体に対し、予算の範囲内において、図書館の施設、設備に要する経費その他必要な経費の一部を補助することができる。

- 2 前項の補助金の交付に関し必要な事項は、政令で定める。

第二十一条 削除

第二十二条 削除

第二十三条 国は、第二十条の規定による補助金の交付をした場合において、左の各号の一に該当するときは、当該年度におけるその後の補助金の交付をやめるとともに、既に交付した当該年度の補助金を返還させなければならない。

- 一 図書館がこの法律の規定に違反したとき。
- 二 地方公共団体が補助金の交付の条件に違反したとき。
- 三 地方公共団体が虚偽の方法で補助金の交付を受けたとき。

第三章 私立図書館

第二十四条 削除

(都道府県教育委員会との関係)

第二十五条 都道府県教育委員会は、私立図書館に対し、指導資料の作製及び調査研究のために必要な報告を求めることができる。

- 2 都道府県教育委員会は、私立図書館に対し、その求めに応じて、私立図書館の設置及び運営に関して、専門的、技術的の指導又は助言を与えることができる。

（国及び地方公共団体との関係）

第二十六条 国及び地方公共団体は、私立図書館の事業に干渉を加え、又は図書館を設置する法人に対し、補助金を交付してはならない。

第二十七条 国及び地方公共団体は、私立図書館に対し、その求めに応じて、必要な物資の確保につき、援助を与えることができる。

（入館料等）

第二十八条 私立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対する対価を徴収することができる。

（図書館同種施設）

第二十九条 図書館と同種の施設は、何人もこれを設置することができる。

2 第二十五条第二項の規定は、前項の施設について準用する。

日本一の読書のまち三郷推進計画

(平成 28 年度～平成 32 年度)

発行 : 平成 27 年 11 月

編集 : 三郷市教育委員会 生涯学習部 日本一の読書のまち推進室

住所 : 〒341-8501 埼玉県三郷市花和田 648 番地 1

TEL : 048-953-1111 (代表)

URL : <http://www.city.misato.lg.jp/>

